

○議事日程

令和 8 年 3 月 4 日（水） 午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1 ・一般質問 （1 人、1 項目）

日程第 2 ・南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙

日程第 3 ・発議第 1 号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて

日程第 4 ・発議第 2 号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 5 ・議案第 5 号 開成町職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて

日程第 6 ・議案第 6 号 開成町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて

日程第 7 ・議案第 7 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 8 ・議案第 8 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 9 ・議案第 9 号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 10 ・議案第 10 号 開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 11 ・議案第 11 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 12 ・議案第 12 号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 13 ・議案第 13 号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 14 ・議案第 14 号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 15 ・議案第 15 号 開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 16 ・議案第 16 号 開成町基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 17 ・議案第 17 号 開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例を制定することについて

日程第18・議案第18号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第8号）について

日程第19・議案第19号 令和7年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第20・議案第20号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第21・議案第21号 町道路線の変更について

日程第22・議案第22号 町道路線の認定について

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	清水友紀	2番	吉田敏郎
3番	石田史行	4番	井上慎司
5番	武井正広	6番	前田せつよ
7番	今西景子	8番	寺野圭一郎
9番	佐々木昇	10番	山下純夫
11番	星野洋一	12番	山本研一

○説明のため出席した者

町	長	山神裕	副	町	長	石井護										
教	育	長	石塚智久	参	事（兼）	岩本浩二										
				企	画政策課											
参	事（兼）			参	事（兼）	小玉直樹										
参	務課	長	山口哲也	地	域防災課											
参	事（兼）			財	務課	長	高島大明									
参	務課	長	中戸川進二	環	境課	長	高橋清一									
税	務	窓	口	課	長	遠藤直紀										
保	險	健	康	課	長	土井直美										
都	市	計	画	課	長	柏木克紀										
産	業	振	興	課	長	加藤康智										
参	事（兼）			会	計	管	理	者	石	井	直	樹				
学	校	教	育	課	長	田中栄之	生	涯	学	習	課	長	田	代	孝	和

○議会事務局

事 務 局 長 中 村 睦 書

記 佐 藤 久 子

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより、令和8年開成町議会3月定例会議第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問、答弁は簡潔にお願いします。

6番、前田せつよ議員、どうぞ。

○6番（前田せつよ）

皆様、おはようございます。議員番号6番、前田せつよです。通告に従いまして、1つの項目を質問いたします。

下水道事業及び浄化槽について問う。

下水道事業は、人々の快適な生活環境を守るため、下水道施設の維持管理や河川の水質保全の適正化などに努めるものでございます。

また、災害時における下水道環境の維持を考えると、特段の備えが必要であると考えます。

昨年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、今なお復旧工事が続いております。その原因は下水道の老朽化に伴い、管が破損したとされておりますが、維持基準というものが3段階（重度・中度・軽度）のうちの中度であったということでした。

八潮市の事故を受けて、国から污水管渠の緊急点検を行うよう通達があり、本町でも点検を行い、町ホームページにその結果を掲載しておりますが、町民からはさらに詳しく知りたいという声がございます。また、下水道特有の劣化原因でございます、硫化水素による腐食も懸念されます。

本町は、下水道人口普及率並びに下水道への接続率は高い水準であると認識しておりますが、河川の水質保全の視点から、浄化槽にも目を向ける必要があると考えます。そこで、次の項目について問います。

- 1、下水道管は維持基準を踏まえてどのような状況か。
- 2、污水管渠の緊急点検結果の詳細は。
- 3、下水道特有の劣化原因である硫化水素による腐食を懸念する箇所(point)の点検は。
- 4、浄化槽利用世帯の単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の現状は。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。前田議員の御質問、下水道事業及び浄化槽について問うについてお答えいたします。

開成町の公共下水道事業は、酒匂川流域下水道関連事業として平成元年度より供用を開始して以来、約38年が経過しております。

下水道施設としては、管路が総延長約65キロ、圧送用のマンホールポンプ1基、汚水量を測るための流量計が2基、町内に設置されております。

整備面積は全体計画375.4ヘクタールの約70%が進捗しており、処理人口としては約1万3,500人となっております。

1つ目の御質問、下水道管は維持基準を踏まえて、どのような状態かについてお答えいたします。

平成27年の下水道法改正により、第7条の2に維持修繕基準として、技術上の基準、その他必要な事項は政令で定めるとされ、政令により具体的な基準内容が示されました。

本町におきましては、平成20年より管路調査を実施し、町内にある管路は全て点検が終了しております。

点検判定の基準といたしましては、重度・中度・軽度の区分がありますが、町内の管路点検判定は軽度の評価であり、早期対応は必要がない、経過観察をしていく範囲内にあると認識しております。

なお、損傷による修繕や堆積による清掃が必要な箇所については、順次対応しております。

次に、2つ目の御質問、汚水管路の緊急点検結果の詳細は、についてお答えいたします。

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した、下水道管の破損に起因する道路陥没事故を受けて、国土交通省より口径2,000ミリ以上の管路点検する、緊急点検実施の要請がありました。

本町が接続する酒匂川流域下水道において、対象可能な点検を実施した結果、早期対応が必要な箇所は発見されませんでした。

また、本町の判断により、陥没事故のあった管路と同年代の管路について、職員による点検を実施したところ、同様に早期対応が必要な箇所はありませんでした。今後も事故発生を未然に防ぐため、老朽化対策として管路点検を継続し、実施してまいりたいと考えております。

3つ目の御質問、下水道特有の劣化原因である硫化水素による腐食を懸念する箇所の点検は、についてお答えいたします。

硫化水素の発生については、廃棄物の処理や、し尿処理、または工場において使用される薬品がその原因として挙げられます。

下水道施設においては、段差、落差の大きい箇所や圧送管の吹き出し部、伏越し部の下流吹き出し口における発生の可能性があるとしております。

本町では、圧送ポンプが1基設置されておりますが、吹き出し口のマンホールを5年に一度、職員による点検を実施しております。また、圧送用マンホールポンプの点検は1年に一度実施しており、そのマンホール内の状況はその都度確認をして

おります。

硫化水素による腐食については、現時点では早期対応が必要な箇所はありませんが、引き続き下水道施設の適正な維持管理に努めてまいります。

4つ目の御質問、浄化槽利用世帯の単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の現状は、についてお答えいたします。

浄化槽行政に関しては、都道府県の所管でありますので、神奈川県に開成町内の浄化槽設置数を確認したところ、次のとおりでありました。

令和8年1月27日現在、単独処理浄化槽は1,197基、合併処理浄化槽は532基、合計1,729基の浄化槽が設置されているとのことでした。なお、この浄化槽の設置数には、公共施設や事業所も含まれており、浄化槽利用世帯数ではありませんが、近似値として捉えてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、浄化槽の設置状況につきましては、下水道の普及により、徐々にではありますが、減少傾向がございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

一定の答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほど私、壇上での通告の折には、題目項目1つ、その下に4つの小項目を立てて通告文を読み上げました。再質問につきましては、その4つの小項目は順番どおりではなく質問いたしますことを御容赦願いたいと存じます。

まず、その小項目ごとの質問の前に、共通認識とさせていただきたいことが1点ございます。

先ほど、私は通告後の部分で読み上げましたところに、本町は下水道人口普及率並びに下水道への接続率は高い水準であると私は認識をさせていただいておるところでございます。その具体の数字について御答弁願いますとともに、下水道の全体区域と区域外のエリアについても併せて御答弁をお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それではただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、水洗化率、要は接続ですね。こちらが95.5%、令和7年4月1日現在になってございまして、下水道整備後、比較的速やかに接続はいただけているかなと考えてございます。

ただ、普及率、要は整備率にはなりません。こちら今、認可面積が約322ヘクタールある中では、81%程度にはなりますが、全体区域でいきますと375ヘクタールになりますので、約70%程度の整備率となっております。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

かなり高い水準のパーセントをお示しいただきました。この確認でございます。下水道の全体区域以外のエリア、それは市街化調整区域というところかと思いますが、全て市街化調整区域ではなく、一部市街化調整区域の中でも下水道の接続がなされているエリアがあるように認識しておりますが、その点について御答弁願います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それではただいまの御質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるとおり、市街化区域以外、市街化調整区域内でも下水道の整備を実施してございます。特に、牛島、宮台地域につきましては、D I D地区ということで、人口集中ということで、世帯数も多いといったところは積極的に下水道を進めているところでございます。また、ほかの金井島地区も、住宅があるところは現計画では下水道整備エリアといった形で、全体計画の中には含まれてございます。なので市街化調整区域内においても、整備は進めているといった状況でございます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今までの御答弁、私の質問に対しての御答弁というものを全体像に捉えまして、小項目についての質問をさせていただきます。

最初に4番目に小項目として出させていただきます、浄化槽について聞きたいと思っております。

浄化槽につきましては、2種類がございまして、単独処理浄化槽等、合併処理浄化槽でございます。皆様御承知のとおり、単独処理浄化槽はトイレのみを処理をいたします。合併処理浄化槽はトイレの汚水以外にも、お風呂、洗面所、台所などの生活排水も併せて処理する浄化槽でございます。

国では平成13年以降、単独処理浄化槽の新規設置は原則禁止としております。国からは、水質保全の観点等からも、単独処理浄化槽の利用者には、合併処理浄化槽への転換が促されているところでございます。

先ほど町長の御答弁によりますと、本年の1月27日現在、町内における単独処理浄化槽は、1,197基という数字をいただきました。

町内の浄化槽の総数が1,729基という御答弁でございましたので、開成町における浄化槽の比率、単独処理浄化槽は、約7割、69%でしょうか。約7割に当たる数になってございます。

この国の方針、また町内7割近くが単独処理浄化槽を有しているという、この視

点に立ちまして、今現在、町はその浄化槽について、どのような御見解をお持ちか、御答弁願います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。浄化槽のことですので、環境課でお答えさせていただきます。まず開成町の中の単独浄化槽の設置割合という形で、約7割、議員おっしゃるとおりでございます。こちらで見ますと、神奈川県全体でいいますと約66%、若干開成町が多いのかなという状況でございます。また、全国でいいますと45%という形で、さらにちょっと開成町のほうが高く見えるという状況でございます。

ただ、こちらで確認していただきたいのが、下水道の普及率ということでございます。いわゆる分母の部分という形でしょうか。いわゆる浄化槽自体の設置数の数というものを考えたときに言いますと、必ずしも開成町というのは、割合は多いのですけれども、設置数ということから見ると、全体的にはほかの市町村から見ても決して多くないと捉えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

ただいま課長から御答弁いただきました。割合というところで鑑みますと、他市町村と比べて際立って多い数字ではないというような御答弁だったかと思えます。

その他市町村の浄化槽に対する具体的政策、施策がどのようなものがあるかということで見てみますと、浄化槽に関して、工事費用の一部を補助しているという政策展開がなされてございます。近隣はほとんどの市、町におきまして、その政策が展開されておる状況でございます。

例えば、小田原市さんは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に変えるときには、5人槽、5人の方を想定した浄化槽ですけれども、それを単独から合併に変えるというときに、75万2,000円の補助金が出てございます。ほかにも、大井町、松田町と、続々と近隣の市、町につきましては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に対する補助金がしっかりとなされていると。そうしてどうしてその補助をするのかというところの各市町のホームページを拝見いたしますと、やはり河川の水質汚濁の原因は、一般家庭からの生活排水だと言われていると。だから単独から合併処理浄化槽へ普及する、促進をするために、うちの町は、うちの市はそういう工事費用の補助をするのだという強い思いが各市町から読み取れるところがございます。

それを踏まえまして、開成町におきましても、この単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換をすると、そのための補助制度をつくるというお考えがおりかどうか質問いたします。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。議員御指摘の浄化槽や単独浄化槽から合併浄化槽への転換ということについての補助金制度につきましては、従前、開成町においては制度があったと。あったという形でお答えさせていただきます。この補助金自体で言いますと、国の循環型社会形成推進交付金という形の中で、国とそれに合わせて県そして当該市町村が合わせて約4割という形の中で、個人設置の浄化槽について補助をするという内容のものでございます。こちらを活用しまして、全国の市町村において必要な浄化槽での対応をしているという中でございます。

そして国の補助金の制度の中で、補助対象となるものにつきましては、いわゆる市街化調整区域における下水道計画区域外のところに関しての補助対象という形になります。ですので、国の考え方からしますと、いわゆる下水道が予定されている区域については補助を行わない。いわゆる現在でいいますと、議員おっしゃったとおり、建築基準法によりまして合併浄化槽の設置が必須という形でありますのが、自然に合併浄化槽への転換が図られるという中で、いわゆるそこはなかなか難しいところについてはインセンティブという形の中で補助金も投入していくという考え方でございます。よって、この考え方に基づきまして開成町で、平成18年に要綱等を設置した中で運用を開始していたのですけれども、ほとんど下水道計画内の住宅がほぼほぼという形ですので、補助の利用者がいなかったという形、実質的には1件あったというような形で過去記録的には私は見ておりますけれども、そういう形の中で利用がないという形でいいますと、なかなかそこは制度として運用するのはどうなのかなという形の中で、最終的に庁内の稟議を経まして、令和4年度からは補助制度をやめているという状況がでございます。

現在におきましても、下水道計画区域については変わりございませんので、これからも、そういったような制度を開始したとしても、利用がないのかなと思いますのと、現時点におきましては、そういった補助制度については開成町考えてはいないというところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、御答弁では、単独から合併への処理浄化槽に対する補助金につきましては、開成町はやっていたと、令和4年度からはもう止めている状況にあるというような御答弁でございましたけれども、今後町内のその辺の様子を鑑みながら、その補助金についても注視をしていただきたいというふうに思うところでございますが、また続けて補助金の制度について別の視点から、もう一点お伺いをいたします。

浄化槽を使用するためには、浄化槽法に基づいて、法定検査、これは年1回、それから保守点検、これは通常4か月に1回以上、そして清掃、これは年1回以上を

実施することが浄化槽法に基づきまして義務づけている状況にございます。この点も踏まえまして、浄化槽の維持管理費用の補助制度について、町のお考えがあるかどうかを質問したいと思います。

例えば山北町さんにおいては、その制度を運用されている状況下でございます。また、大変恐縮ではございますが、近隣市町におきましても、その浄化槽をお使いになっている町民に寄り添った形で維持管理の費用の補助制度はなさっているという近隣の自治体の状況でございます。

やはりこの浄化槽のことを私、今回一般質問をするに当たりまして、特に北部地域の合併処理浄化槽のおたく、単独処理浄化槽のおたくに、その浄化槽についてお話を伺いましたところ、単独であれ、合併であれ、その浄化槽お持ちの方のその良識の範囲によって、どのようなお使いになったお水が浄化されて、河川に流されるかというのは、本当に大きなことだなとお話を聞きながら感じました。

たまたまお話を伺った方が、同じような思いでおっしゃったのが、北部、我が家の汚水が浄化槽を通して川に流れていくのですね。それが金井島の田んぼやら、畑やらに行くのですねと、上から下に流れて、前田さんのお住まいのところに、うちの使ったお水が、浄化槽を通して行くのですねということをしみじみとおっしゃっておりました。

この維持管理費用につきましては、現在も単独処理浄化槽を使っている方も、また合併処理浄化槽を使っている方に対しても、全てに維持管理ということがかかってございますので、ぜひともその点につきましての町のお考えを聞きたいと存じます。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。浄化槽の維持管理に対して、町の対応は、という形でございます。

浄化槽人口で言いますと、先ほど下水道人口約1万3,000人程度、そうなるとその逆、逆算していくという、5,000人程度は浄化槽人口と、そういったような大勢の方が御利用されているという中で言いますと、個人資産である浄化槽に対して、それだけ多くのものについて、本来必要なのかと、町がやるかという形について、今現時点においてはそういったものは一切ございません。あくまでも、法律等に基づいて個人の資産、個人の財産という形の中で、適切な管理をしていただくというのがよろしいのかなと考えているところでございます。

ただ、点検なり、そういったようなことがあって、それがなかなかやられているかどうかという話になってくると、これは神奈川県内の行政の中で確認等がされているのかなと思います。

そういった関係でちょっと若干県に聞いてみると、やはりなかなか点検という部分でいうと、100%ではないという状況も聞いてはございます。その中では、開成町では、毎年、年に2回、町内河川の水質調査というのを行って、いわゆる公共

衛生の関係の状況については把握に努めているというところでございます。この中で、今現時点において、町内の河川の水位については適正な範囲の水質かなという形で確認しておりますので、またいろいろな部分で、神奈川県から浄化槽への対応等について御相談等があれば、町も一緒にできることはやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

ただいまの御答弁で、それぞれの浄化槽お持ちのおたくの点検という部分においては、なかなか低い数字だろうというようなお話がありまして、私も実際、神奈川県の浄化槽設置状況という一覧がございまして、それを拝見しますと、これは令和6年3月31日現在のものでございますが、神奈川県自体が、やはり浄化槽の点検の状況というのが、まことに全国的に見ても低いと。またさらに県西地域においてもなかなか厳しい数字が出されておるところでございます。

例えば、毎年1回行う、11条検査というのがありますけれども、それを見ますと、全国平均で、この毎年1回行う受検率というのが41.8%の率がございしますが、何と開成町は17.4%、2割にも満たないような形で、この辺の年に一度の受検率がなされていない町であると。誠に残念な結果であると思います。

先ほど御答弁では、県から御相談があれば、町として動く。それはちょっと違うのかなと。

私も簡単に県のホームページを見て、これだけ17.4%しか、年に1回の点検、11条の検査をしていない開成町であるという、この認識の下に、もっとしっかりと浄化槽の受検をしていただく世帯を増やす。町はその務めがあるかと思いますが、町長、この数字につきまして、御見解をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

具体の数字につきましては、これまで存じ上げませんでした。最終的には、課長の高橋も申し上げましたけれども、その水質が、現状基準等々に照らして、汚染等が確認される。もしくは近い将来、汚染が懸念される状況にあるかどうかということと、補助金はその目的に向かって効果があるかどうかということ考察させていただけるところから始めさせていただきたいとは思っています。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、町長の御答弁では、その数字については今分かったというようなことから、

その辺に関しましても、もう考察していくという御答弁をいただきました。

ぜひとも、水質の検査をされていて、今のところは大丈夫だということではあっても、うわーこの水質はかなりひどくなったと。それからでは遅いのですよね。本当に開成町の水は、同僚議員もよく言いますけれどもおいしいと言われて、また川のせせらぎを見ても、ああ、きれいだなというような、もう自然豊かで、それが大きな資源である開成町としましては、その水に対しての思いを深く深くしていただいて、その辺の深い考察を町長にお願いをしたいと思います。

今後も、その点に関しましては、私も注視をさせていただきたいと思います。

それでは、今、浄化槽の話を質問させていただきましたので、下水道に関して、1、2、3と小項目質問させていただいておりますので、下水道について質問をさせていただきます。

下水道につきましては、先ほど町長の御答弁では、全管路の点検は、平成20年から実施して、全管路の点検が終了していると。点検の判定は軽度ということでございました。その平成20年、2008年から始まって、全管路の点検というのは終了した期間というのは、どのくらいの期間を要して一巡をされたのか。またその点検方法はどのようなものでしたか、御答弁願います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。スタートしたのが、平成20年で、終了したのが令和6年でございます。この間で、下水道管の古いものから順次点検をしていったと行ったところになります。

また口径が大きいもの、800ミリ以上は、カメラ調査、要はビデオカメラで管内を撮影して、管路内を点検しています。またそれ以外の管路につきましては、マンホールを開けて、職員、職員というか作業員さんですね。検査員等が目視で点検をしているといったような形で点検を実施してございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、点検の状況等々お伺いをいたしました。

また別の視点から、道路陥没につきまして、私、通告の中で埼玉県八潮市のことを例に挙げて通告後、作成しまして、ここに至っているわけですが、その道路陥没の状況でございますけれども、1年間振り返ると、本町においても、年に数回は道路陥没を大小ありましても、目にしている状況でございます。

ここ数年、開成町内における道路陥没、全てが下水道管というわけではないかと存じますけれども、その辺の状況につきまして、御答弁願います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それではただいまの御質問にお答えさせていただきます。令和4年度から令和7年度、今年度まで、陥没と思われる補修工事を行ったのが7件ございます。令和4年が1件、令和5年が1件、令和6年が3件、令和7年が2件の個数となっております。ただこの中で、下水道が起因となる陥没はございません。ほとんどが水路の玉石のコンクリートの不足による、土砂の吸い出しがあり、そこが陥没していたといったような原因で陥没が起きてございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、令和4年度から令和7年度までの間の陥没の状況数についての御答弁をいただきました。この数年のうちに陥没の状況はそのようにお伺いをしたわけですが、今後、その下水道管とか、整備などが耐震化ですよ。耐震化の状況を鑑みながら、町はどのような対応していくのかを御質問させていただきます。

下水道管の耐震化については、令和6年の1月1日に発生した、能登半島地震において、上下水道施設の甚大な被害が発生したことを契機に、その重要性が特に注目をされておりまして、その関係で、国は、令和6年9月24日に国土交通省から上下水道耐震化計画の策定についてという通知が発出されてございます。これを受けて、令和7年1月までに全ての水道事業者及び下水道管理者に対して、耐震化計画の策定が求められておる状況でございますが、この辺について、町は今、これを受けまして、どのような策定、またはそれに準ずるような御対応をされたのか質問いたします。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。国の通達がございまして、開成町でも広域避難所とかに向かう管路、水道も含めて、重要管路として計画は立てさせていただいてございます。

ただ、下水道につきましては、平成8年以降、耐震管に既になっているところもございまして、上下水が全て非耐震かということ、下水道のほうは比較的耐震は進んでございますので、その辺が計画の数字として捉えてございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、御答弁いただきまして、耐震化についての御対応をお伺いいたしました。

耐震化、特にその視点からしますと、中長期的な視点から、しっかりと計画に基づきながら日々の下水道計画に基づいて優先順位をつけて点検や修繕を行っていくということが必要であると思うところでございます。

その中で開成町下水道事業経営戦略、この中にストックマネジメント計画について記述がなされておりました。このストックマネジメント計画というのは、持続可能な下水道事業の実現を目指すために、施設の状況を客観的に把握して、評価し、長期的な視点で下水道施設の老朽化を考慮しながら優先順位をつけて、必要な点検調査修繕改築などを実施し、施設を総合的に管理することを目的とした計画だということで、国からストックマネジメント計画について推進するように話がなされているところでございますが、近隣を眺めますと、既にストックマネジメント計画が策定されて、それを基に様々な下水道事業がなされているという状況にあるところでございますが、開成町は令和9年度にストックマネジメント計画を策定するような形で動いているという記述が、先ほど申し上げた下水道事業経営戦略の記述に数か所載ってございました。

お伺いたします。開成町におけるストックマネジメント計画につきましての状況、またそれについての御見解について、答弁願います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それではただいまの御質問にお答えさせていただきます。開成町におきましては、今、一生懸命取り組んでいるのが、未普及解消といたしまして、新しい地域を拡大しているといったところがメインになってございます。ストックマネジメント計画につきましては既存施設の維持管理、または再構築といった形がメインになりますので、なかなか両方一遍にというのはなかなか難しいと言ったところで、若干開成町におきましては、下水道が整備し始めたのは、ほかと比べては後発隊でございますので、若干遅くはなってございます。

ただ、先ほど申していた、議員から御指摘があるとおり、老朽化等は当然進んできてございますので、そういった調査をして、計画的に更新、あるいは維持、修繕を実施していかなければいけないといったところは考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

それでは確認させてください。開成町といたしましては、ストックマネジメント計画は、令和9年度には策定するというところの私、認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。今のところ目標は、令和9年で策定をしていきたいと考えてございます。ただ、整備率等も、今後、駅前通り線周辺地区の区画整理も事業も実施していきますので、その辺を考えながらというところになります。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

私は、今回の一般質問では、下水道事業と浄化槽について、この2つの視点から質問をさせていただきました。

話が一転戻りますこと、御容赦願いたいと思うのですが、浄化槽についての認識でございますが、実は国が大きく浄化槽についての認識を変えてございます。昨年、令和7年5月29日の参議院の環境委員会におきまして、下水道の維持更新が難しくなっている中で、環境省として今後下水道と浄化槽への転換などについてどのように考えているかという質問をその委員会の委員が、国会議員がされたときに、当時の浅尾環境大臣の答弁におきますと、我が国において人口減少等の社会情勢が変化している中で、分散型污水处理施設である浄化槽は、コスト面や早期設置が可能であるといった観点から、今まで以上にその強みを発揮すると、有効な手段であると考えているというものでした。環境省としては、下水道から浄化槽への転換を含めた最適な処理方法の選択を各自治体がしていただけるよう、自治体や環境省庁と連携し、財政的な支援や技術的な助言など必要な対策に取り組んでまいりたいというところでございます。

本町においては人口が増えてございますので、下水道に推進する。そちらに力を注いでいるということは、それはもう当たり前と言ったら変ですけど、そういう情勢であるというのは十分承知しておりますが、私が思う以上に浄化槽に対する認識が変わっていったと。

ですから、やはり先ほど来申し上げますように、浄化槽に対する思い入れ、また浄化槽は、地震等々いろいろあったとしても、2日あれば、すぐに浄化槽の整備はしっかりとできるというようなことも国の委員会の話の中で出てございました。

それを考えまして、昨日、同僚議員が災害のときのトイレ環境について、町長が様々対応のできるトイレカーなどがあるから大丈夫だよというようなお話がありましたけれども、この下水道だけではなくて、開成町においても、北部地域がある塊となって、その浄化槽を利用している方に、もしかしたら何かのタイミングで下水道エリアの我々がお世話になるようなこともあるのかなと思いつつながら、浄化槽事業のことを思うに至っているところでございます。

近年の大規模災害において被害を受けても、復旧が早くて、災害対応力がすごくあるという浄化槽についての御見解につきまして、今までの質問、答弁を振り返りまして、町長から何か御見解がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

前田議員が御指摘というか、御紹介いただいたような事例であったり、経緯のようなことは、我々も承知しております。

それでこの浄化槽に限らず、様々な事業において、もちろん町としても課題意識であったり、町としての主体性というものは当然必要だし、全ての事業においてあるわけですが、一方で、国の方針とか、県の方針で、それに沿った補助制度とか、交付金制度というものも我々の事業の推進等に当たっては非常に重要になってくるというのがこれは現実でございます。よって、今おっしゃったような浄化槽に対する考え方が一部変わってきている兆しがあるという中にはありますけれども、町として現時点において、それを町独自の、例えば具体的にそれを以降、シフトを推進するような制度を発足したり、補助金を発足したりという段階にはないと認識しています。

今後、国の方針等で、そこら辺がある程度明確に示されるような段階になれば、もしくは、そのような段階が見込まれるような場合には、町としてもそういった課題に対して、より具体的な施策を検討する必要があるのかなと現時点では思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、町長から包括的な形での視点からの御答弁をいただきました。先ほどの浄化槽の維持管理費用の補助云々も含めまして、下水道の整備がどんどん進んでいく駅近く、または人口が張りついているエリアにだけ目をとられることなく、しっかりと開成町の自然豊かな水を直接的に目にしながら、そのエリアに住む北部地域の方々、浄化槽を御使用になっている方々の思いにも、しっかりと寄り添った形で政策展開をしていっていただきたいと思っております。

下水道事業は自治体が担っておりまして、目には見えない地下インフラが地上の我々の活動を支えているということでございますが、この点につきまして、私たちは、町民の方々と共に、その深く認識をしながら、水質の保全、それから衛生環境を守るのだと、そのような思いを一にしまして、長期的な安定経営に尽力されることを願っております。

最後にもう一度、ただいまの浄化槽、下水道全体感を含めて、地下インフラについても、もう一度町長から御見解をいただけたらと思っております。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

幾つか視点はあろうかと思うのですけれども、まず、町のみならず、全国的な課題といたしまして、公共インフラの老朽化というものは、下水道に限らずですけれども、今後、自治体行政運営に当たっては、より重要なテーマになってくると思います。そんな矢先に、埼玉県八潮市であの事故が起きたと。

開成町においても、供用開始が全国的には早くはなかったという状況にありますが、しっかりとした予防・保全も含めて、そういったことが起きないように努めていくことが我々の責務かなと思っております。

ただ、下水道とその浄化槽に関しましては、基本的には、アクションプランにのっとり、下水道の整備をこれは限られた予算の中ではありますので、粛々と計画的に進めてまいりたいと思っております。

議員が御紹介いただいたとおり、一方で、浄化槽のいい面というものを見直されているような機運があることも承知しております。ただ、基本的には、我々はこれまでに策定した計画にのっとり、現時点では、市街化調整区域内の予算が割ける範囲内ではあるのですけれども、ちゃんと進めていきたいと。その先に北部地域におきましても、これはちょっと時間軸を、なかなかこう口にするのは難しいですけれども、考え方としては下水道普及の普及に、現時点では努めていくという方針には変わりなくやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

大自然の中で繰り広げられるこの水のサイクル、それが本日は下水道だったり、浄化槽を介しての質問をさせていただきましたが、この水、この水の生命そのものを、本当に大自然に近い形で本町においてもしっかりと水の生命を保つという。この観点に立った形で町政運営をなされていくことを願ひまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで前田議員の一般質問を終了といたします。

ここで一般質問が終了しましたので、暫時休憩といたします。

再開を10時といたします。

午前9時51分

○議長（山本研一）

再開します。

午前10時00分

○議長（山本研一）

日程第2 南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員に加藤誠一さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました加藤誠一さんを南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(山本研一)

御異議なしと認め、加藤誠一さんが南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員に当選されました。

日程第3 発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題とします。

提案理由を提出議員に求めます。

星野洋一議員、どうぞ。

○11番(星野洋一)

発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、開成町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和8年3月3日提出。提出者、開成町議会議員、星野洋一、賛成者、開成町議会議員、吉田敏郎、清水友紀、井上慎司。

提案理由を説明いたします。地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、同法に定める議会に係る手続について文書等で行うとしていたものがオンライン化可能とされたことにより、開成町議会会議規則における諸手続についても文書等で行うとしていたものをオンラインによる方法でも行えるようにする等のため、開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案いたします。

では、1枚おめくりください。

開成町議会規則第 号。

開成町議会会議規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

地方自治法の改正により書面等による議会手続のオンライン化が可能となったことに伴い、全国町村議会議長会から示されている標準町村議会会議規則、以下「標

準会議規則」と略します、についても、文書等によるものと規定されている手続をオンラインの方法により行うことができるようにする改正がなされました。この標準会議規則の改正に準じて開成町議会会議規則、以下「会議規則」と略します、を改正するものです。

それでは、表の改正前、改正後を御覧ください。

まず目次の改正ですが、今回の会議規則の改正により新たに第99条の2並びに第123条の2及び第123条の3を新設したことに伴い、それぞれ目次、第11章及び第18章において引用する条文を改正するものとなります。

会議規則第8条関係は、第2項において、議長が会議時間を変更する場合、会議に宣告することにより、これを行うものと明確に規定化するとともに、新たに設けた第3項で、会議に宣告することができない会議中でない時間における議長が行う会議時間の変更について、どのような場合にこれができるのかを規定したものとなります。これは、標準会議規則の改正と同じ内容の改正となっております。

会議規則第31条第4項関係は、地方自治法の規定により議会で行う選挙の投票の効力の異議に係る決定の文書の交付をオンラインの方法で行う場合、必要となる議会等が定めるところによる届出について定めるものとなります。標準会議規則の改正と同じ内容の改正となっております。

会議規則第83条関係は、投票による表決を行う場合の選挙規定の準用についての定めになります。今回、選挙に係る規定の会議規則第31条が改正されることに伴い、同条を準用する規定の整理を行うものとなります。こちらも標準会議規則の改正と同じ内容の改正となっております。

会議規則第99条の2関係は、今回の改正により新設された会議規則第31条の4項と同趣旨のものであり、こちらも標準会議規則の改正と同じ内容の改正となっております。

会議規則第101条関係は、議場に入る者の携帯品に係る規定となっておりますが、標準会議規則において法令の表記に合わせる等、規定の整備がなされたことから、これを受けた改正となっております。

会議規則第123条の2関係は、会議規則中において文書等と規定されている会議等に対して行われる通知及び議会等から行う通知について、これらをオンラインの方法により行う場合についての通則的な定めとなっております。標準会議規則の改正とほぼ同じ内容の改正となっております。

このうち第1項は、会議規則中において文書等により行うものとされている議会等に対して行われる通知について、電子情報処理組織を使用する方法、以下「オンライン」と略します、により行うことができることを定めています。

第2項は、会議規則中において文書等により行うものとされている会議等が行う通知について、オンラインにより行うことができることを定めています。

第3項では、第1項または第2項の規定によりオンラインで行われた通知は当該通知に係る会議規則の規定により行われたものとみなし、会議規則の規定を適用す

る旨、定めております。

第4項は、第1項または第2項の規定によりオンラインで行われた通知が、いかなるときに達成したものとみなされるのかということについての規定になります。

第5項は、会議規則の規定において署名や押印等が必要な通知について、第1項または第2項の規定によりオンラインで行う場合の手続について定めています。

第6項は、対面により本人確認すべき事情がある場合など、第1項または第2項の規定によるオンラインにより行うことが困難、または著しく不相当と認められる部分がある場合、これらの部分を除いた部分について、第1項または第2項の規定によりオンラインで通知を行うことができることについて定めています。

会議規則第123条の3関係は、会議規則中において文書等により作成し、または保存すると規定されている手続について、これを電磁的記録により作成し、または保存する場合についての通則的な定めとなっております。こちらも標準会議規則の改正と同じ内容の改正となっております。

附則です。規則の施行日については、初年度から実施できるように令和8年4月1日からとします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第1号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第4 発議第2号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を提出議員に求めます。

星野議員、どうぞ。

○11番（星野洋一）

発議第2号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第1

3条第2項の規定により提出します。

令和8年3月3日提出。提出者、開成町議会議員、星野洋一、賛成者、開成町議会議員、吉田敏郎、清水友紀、井上慎司。

提案理由を説明いたします。地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い、同法に定める議会に係る手続について文書等で行うとしていたものがオンライン化可能とされたことにより、当議会の委員会における諸手続についてもオンラインによる方法でも行えるようにする等のため、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を提案します。

では、1枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

地方自治法の改正により書面等による会議手続のオンライン化が可能となったことに伴い、全国町村議会議長会から示されている標準町村議会委員会条例、以下「標準委員会条例」と略します、についても、文書等によるものと規定されている手続をオンラインの方法により行うことができるようにする改正がなされました。この標準委員会条例の改正に準じて開成町議会委員会条例、以下「条例」と略します、を改正するものです。

それでは、表の改正前、改正後を御覧ください。

条例第11条の2関係は、委員会開催の特例として委員会をオンラインによる方法で行う場合の手続等についての定めを新たに設けたものとなります。標準委員会条例の改正においてもオンラインによる方法で委員会を開会する規定が盛り込まれ、これとほぼ同じ内容の改正となっています。

第1項では、オンラインによる方法で委員会を開会する場合として、大規模な災害の発生、感染症の蔓延その他、委員個人の責に帰することができない事由、または育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に委員が参集することが困難である場合も規定しています。

第2項は、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得る必要がある旨、規定しております。

第3項は、オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法、その他必要な事項について、議長が別に定める旨、規定しております。

条例第16条関係は委員会を秘密会とする規定になりますが、今回の改正で新たに設けたオンラインによる方法で委員会を開催した場合にあっては、これを秘密会とすることから除外しております。標準委員会条例の改正と同じ内容の改正となっております。

条例第21条関係は、従来、公聴会において意見を述べようとする者の申出は文書で行うとされていたところ、新たに第2項を設け、委員長が定める電子情報処理

組織を使用する方法により行うことができるとオンラインによる方法で当該申出を行うことができる旨、規定したものです。

また第3項では、オンラインにより行われた申出の到達時期に係る規定を新設しています。これらについても、標準委員会条例の改正とほぼ同じ内容の改正となっています。

条例第25条関係、公聴会における公述人の意見陳述の方法として例外的に認められている文書による意見提示について、オンラインによる方法でも意見提示を可能とする改正になります。標準委員会条例の改正と同じ内容の改正となっています。

条例第25条の2第3項関係は、参考人について準用している条例第25条の見出しに、今回改正があったことから文言修正する規定整備をする改正になります。

最後に附則です。条例施行日については、初年度初めから実施できるよう令和8年4月1日からとします。

説明は以上になります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第2号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第5号 開成町職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。地方公務員法の一部改正により創設された配偶者同行休業の運用に関し、必要な事項を定めるため、開成町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、ファイルナンバー01、議案第5号 開成町職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて御説明申し上げます。

まず、条例制定の背景について御説明申し上げます。

人事院の意見申出において、女性の採用、登用の促進や男女の仕事と子育て等の両立の具体策の1つとして配偶者の転勤に伴う離職への対応が掲げられました。有為の人材の離職を防ぎ、継続的な勤務を支援することで公務の円滑な運営と家庭生活の両立をさせることを主眼に、国家公務員、地方公務員ともに配偶者同行休業制度の法改正が行われました。これに伴い、本町においても同制度を創設するものでございます。

休業の期間は開成町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の規定と同じく3年間とし、職は保有しますが給与は支給いたしません。定数についても、当該職員は対象外となります。

なお、国外に限定しているというのは、国内は単身赴任を前提としているということや、言語や文化の異なる外国での生活は家族での同行の必要性が高いことが上げられております。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号。

開成町職員の配偶者同行休業に関する条例。

第1条では趣旨を、第2条は承認について、第3条は期間を、第4条は対象となる配偶者が外国に滞在する事由を定めるものです。第5条以降は、承認の申請など事務的な手続等を定めるものです。

附則です。この条例は公布の日から施行します。第2項では、先ほど御説明申し上げましたとおり、休業期間中は定数外と定めるものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第5号 開成町職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第6 議案第6号 開成町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要が生じたので、開成町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、議案第6号について御説明させていただきます。ファイルは02、議案第6号 開成町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについてになります。

まず、今回の条例制定の趣旨について御説明いたします。

令和8年度から全国の自治体で本格実施される乳児等通園支援事業の実施に当たり、令和7年11月に特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が公布されました。また、当該事業における給付制度も創設され、給付制度の対象となる事業者は市町村が条例で定めた基準に従い乳児等通園支援を提供しなければならないこととされていることから、条例の制定を御提案するものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

目次を御覧ください。本条例は、第1章の総則、第2章の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準、第3章の雑則の構成となっております。

第1条は趣旨を規定するものでございます。

第2条は事業を実施する事業者の一般原則で、第1項では開成町暴力団排除条例による暴力団排除を、第2項では良質かつ適切な事業の提供を、3ページに移りまして、第3項では利用する子どもの意思及び人権の尊重を、第4項では地域及び家庭との結びつきを重視した運営を、第5項では虐待防止等に必要な体制整備と研修の実施を、それぞれ規定するものでございます。第3条は、利用定員に関する基準を規定するものでございます。

4ページを御覧ください。

第4条は、利用申込みを受けた後の面談の実施や当該事業に関する重要事項の交付などを規定するものでございます。第5条は正当な理由のない提供拒否の禁止を、

第6条は市町村が行うあっせん及び要請に対する協力を、第7条は乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認を、それぞれ規定するものでございます。

5 ページを御覧ください。

第8条は乳児等支援給付認定の申請に係る援助を、第9条は子どもや保護者の心身の状況等の把握に努めることを、第10条は特定教育・保育施設等との密接な連携に努めることを、それぞれ規定するものでございます。

第11条は支援を提供した際の記録の義務を、第12条は支援に関する費用の額の受領及び領収書の交付などを、それぞれ規定するものでございます。

6 ページを御覧ください。

第13条は乳児等支援給付費の支給を受けた場合に、その額を通知しなければならないことを、7ページに移りまして、第14条は特定乳児等通園支援の取扱方針を、第15条は提供する支援に対する定期的な評価並びに改善を、第16条は保護者などからの相談に対する適切な対応などを、第17条は支援を提供しているときの緊急時の対応を、それぞれ規定するものでございます。

8 ページを御覧ください。

第18条は、支援を受けている保護者が不正に支援給付費の支給を受けた、または受けようとしたときの市町村への通知義務を規定するものでございます。第19条は事業の運営に関して重要事項として定めておかななければならないことを規定するもので、具体的な重要事項は、第1号の目的及び運営の方針、第6号の利用定員、第8号の緊急時等における対応方法、第10号の虐待防止のための措置に関する事項などになります。

第20条は職員の勤務体制及び研修の確保を、9ページに移りまして、第21条は利用定員の遵守を、第22条は重要事項の掲示を、第23条は差別的な取扱いの禁止を、第24条は虐待等の禁止を、それぞれ規定するものでございます。

第25条は退職した職員も含めた職員に対する秘密保持を、10ページに移りまして、第26条は支援の内容に関する情報の提供に努めることなどを、第27条は利益供与等の禁止を、それぞれ規定するものでございます。

11ページに移りまして、第28条は苦情への対応を、第29条は事業の運営に際して地域との連携に努めることを、第30条は事故の発生、または、その再発防止のために講じる措置を、それぞれ規定するものでございます。

12ページに移りまして、第31条は当該事業をその他の事業の会計と区分しなければならないことを、第32条は職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を、第33条は記録等を書面に代えて電磁的記録により行うことができることを、それぞれ規定するものでございます。

15 ページを御覧ください。

附則でございます。この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西景子です。

第1章の総則では、この事業が全ての子どもを対象とすると読み取れます。通称「こども誰でも通園制度」と呼ぶぐらいです。

さて、通常の保育におきまして、医療的ケアが必要、発達特性から行動に配慮の必要がある、特別対応が必要などの理由で、町内で保育園の受入れが困難とされた事例があると聞いております。先日、広報広聴常任委員会で開催した開成町の団体さんとの意見交換会でも、ハンディキャップのある子どもの保育園における受入体制について御意見をいただきました。この開成町特定乳児等通園支援事業における全ての子どもには、ハンディキャップのある乳幼児も当然含まれると考えてよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

そうですね。趣旨から申し上げますと、そういう障がいのあるお子さん、ハンディキャップがあるお子さんについても対象と認識しております。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

大変安心しました。

第5条で正当な理由がない提供拒否の禁止が明記されていますが、この「正当な理由」とはどんな理由を想定していらっしゃいますでしょうか。正当な理由というのは幅を持った表現だなと感じまして、裏を返せば、正当な理由があれば断れることになりま。正当な理由とは何を指すのか、明確にお答えください。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃられたとおり、第5条には提供拒否の禁止というのが記載されてございますが、条文にありますとおり、正当な理由がなければ、これを拒んではないということなので、正当な理由があれば断れる、拒むことができるのではなくて、正当な理由がなければ、これを拒んではないということになってございます。

具体の正当な理由というところについてですけれども、例えば、こちらの事業を

実施するに当たっては、設備ですとか人員体制が受け入れる人数等によって定められてまいります。そういったところがしっかりできていない中で、より多くの方を受け入れようですとか、そういったところがあった場合にはお断りができる、要は定員がいっぱい、もしくは体制的に無理なのですというところ、そういったところが正当な理由に当たるかなと認識しております。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

障がいの有無というところは関係ないと先ほど明言いただきました。保護者の状況なども考えられますが、保護者の状況、また障がいの度合いによって、これは無理だとかということを利用しての可否に差が生じないように、受入れの判断が事業所任せにならず、町が主体的に運用できるようにすべきと考えますが、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。

こちら、いわゆる誰でも通園制度につきましては、どうしても事業所の御協力によって行われると我々は認識しております。その中で、今おっしゃられた障がいのあるお子さんの受入れについてですが、実際に今後実施をしていく中で、そういったお子さんの受入れもできる体制を整えている事業所があれば、当然受け入れていくことはできるかなと思いますが、そちらについて、我々のほうでそういう方も対象にはなっているというアナウンス等はさせていただきますけれども、絶対にそういった方が受け入れられるような体制を整えてくれというところまでは、我々としてはなかなかそこまで踏み込んだ言い方はできないのかなと考えております。

今後やっていく中で、そういった方の利用希望等があった場合については、その辺りも実際に実施している事業所等とも調整ができれば、その辺りはやっていたらと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

4回目になりますけれども、どうしてもですか。はい。流れ上、許可します。どうぞ。

○7番（今西景子）

こども誰でも通園制度を待ち望んでいる方もいらっしゃいますので、質疑を許可されたのですが、インクルーシブ保育というのはメリットがたくさんあります。誰もが支援してもらえる、そんな理念に沿った適用と運営がなされることを期待しておりますが、町長の御見解があればお伺いいたしたいと思っております。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

誰でも通園制度に関しましては、もちろん国の方針にのっとって4月から始まるわけですけれども、一方で、最初から完璧を期すという点に関しては、まだまだやりながら修正を加えていくということはあると思います。おっしゃるような特性であったり身体的な障がいがあるお子さんに関しても、課長の奥津が申し上げたとおり受入体制が整っていればという、ある程度現実的な条件がついてしまうのかなとは思っています。

それは、すみません、私、現実に整っているかもしれないし整っていないかもしれないということまでは把握していないのですけれども、それはお互いに、もろもろ課題、事故等があってはいけないということは御案内のとおりだと思いますので、そこら辺の受入体制が整っているということを条件に、決して排除するというわけではなくて、お互いのために受け入れさせていただくような体制でスタートさせていただくことになるものと思います。やりながら、またいろいろな課題の中で修正を加えていくということだと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

関連、6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよでございます。

この略称こども誰でも通園制度の受入体制について、今、同僚議員と担当課長、また町長とやり取りをされていたわけですが、最後のほうにおきましては、受け入れる体制が整ってくれることを町は望むのか、それとも受け入れる体制が整うように町はしっかりとバックアップをして、そのような体制づくりにしっかりと取り組むと、そこまでの意気込みがあらわれるのか。その辺は大変重要な町のスタンスかと思っておりますけれども、それについての御答弁を願います。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただいたとおり、受入体制が整っている、いないというところが大変重要になってまいります。我々としましては、誰でも通園制度の趣旨が全てのお子さんというところ、どこにも所属していないということはありませんけれども、全てのお子さんをというところがございますので、その趣旨にのっとった形で各事業者、実施事業者等にも必要な働きかけは行ってまいりたいとは考えております。

現時点で、今年4月から始まるものでございますので、繰り返しになってしまつて申し訳ございませんが、状況を見た中でその辺りも検証してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよでございます。

先ほどの同僚議員と重ねるような質問の仕方ではございますが、現実、議会としましても諸団体とのやり取りの中で、そういうことも誰でも通園制度が確立した場合は通いたいと。けれども、何かしらの特性をお持ちだという方が数名その場にいらっしゃって、そういう方が町民であるという大前提の下に、そういう方が直接事業所にいろいろ御相談されなくても、例えば町の担当窓口、これこれこういうわけに通いたいと、そういう御相談があれば、しっかりと前向きに御対応はいただけるという認識でよろしかったか、御答弁願います。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。

そうですね。今、議員おっしゃられたとおり、窓口、こども課に直接こういった利用をしたいのだというお話をいただいた際には、こういった意見があったというのは我々としては受け止めて、まずさせていただきたいと思っております。それを受けまして、今後やっていった中でという話になります。実際やっていく中では、現時点では1事業所しかございませんが、これが今後、町の中で広がっていく際には、そういった方の受入れなども当然考えていっていただきたいというお話ができるような、そういったところでお話はしっかりと受け止めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよです。

今御答弁いただいて、安心をいたしました。具体的に、その方々がいらした場に議員全員がおりましたので、しっかり見えてきたのかなど。ただ、こども誰でも通園制度によって、そういう方々がしっかり見えてきて、それで町は対応して、それで、具体的にその方々が町内にいて、そういう制度を利用して、また、そういう集団の中に御自分のお子さんを預けられるのだという希望を持った形の施策展開をしっかりとやっていっていただくことを希望いたします。

○議長（山本研一）

答弁はいいですか。

○6番（前田せつよ）

はい。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第6号 開成町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第7号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。国民健康保険の健全な財政運営を図るとともに、令和8年度から子ども・子育て支援金を保険税より徴収する制度が創設されることに伴い、国民健康保険税の税率等所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

それでは、ファイルナンバー03、議案ナンバー7号、議案第7号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて説明させていただきます。

まずは、税率改正の理由等について説明させていただきます。

開成町国民健康保険税は、平成30年度の国保制度改革以降、税率改正をせずに運営してきました。しかしながら、医療の高度化や被保険者数の減少により税収が減少していく中、令和6年度、7年度と財政調整基金を取り崩して足りない分を補い財源を確保して運営してきました。また、医療費水準や人口構成等、様々な要因

により市町村間で統一されていない保険料水準を将来的に県下統一することで医療費水準を平準化し、保険料に反映することが求められており、標準保険料に近づけていく必要があります。

これらのことから、国保の運営に関する協議会からの答申に基づき、町の国保事業を安定的に運営するため、また県下統一保険税率に近づけるため税率を引き上げるものです。

次に、子ども・子育て支援金制度についてです。

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代、全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みで、令和6年6月に子ども・子育て支援法の一部改正法が公布されたことを受け、少子化対策の財源の一部として医療保険者が令和8年度から被保険者の徴収を開始する支援制度が創設されました。これにより、開成町国民健康保険税については、医療分、高齢者支援分、介護分に令和8年度からは子ども・子育て支援納付金分を加え、政令で定める額の範囲内で保険税を徴収するため、保険税率の改正と併せ開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を提出させていただくものです。

それでは、議案を御覧ください。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右の表が改正前、左が改正後です。

第2条で、国民健康保険税の課税額を算定するための合算額に子ども・子育て支援納付金を加えるものです。

第1号、後段に子ども・子育て支援納付金を加え、同項第4号として子ども・子育て支援納付金課税額を新設いたします。

3ページ、同条第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額を算定する際に18歳以上の被保険者均等割額を加算した額とすることを定め、その限度額については国民健康保険法施行令に規定する基準額とすることを定めたものです。

同じページ、第5条は税率について定めたもので、第1号で基礎課税所得割額を100分の6.28から100分の6.68に、第2号で均等割を2万7,200円から2万8,200円へ、それぞれ改めるものです。

第3号の下線部は、このたびの一部改正により参照する条文等に条ずれが生じたことにより改正するものです。

4ページ、第8条では、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割を100分の2.40から100分の2.64へ、第2号では均等割を1万200円から1万500円へ改め、次のページ、第11条第1号では介護納付金課税額に係る所得割を100分の1.99から100分の2.34へ、第2号の均等割を1万1,000円から1万1,820円へ、それぞれ改めるものです。

第12条は子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の算定方法について定め、第13条で、その税率について定めています。

第13条1号で所得割を100分の0.28に、2号では均等割を1,640円、3号で18歳以上の被保険者に対し100円を課税するものとする定めています。

なお、子ども・子育て支援納付金については、将来、県下保険税率が統一されたときのことを見据え、平等割については定めていません。

第14条から第25条までの下線部は、今回の一部改正により条ずれ等が生じたことによる改正となります。

続いて、7ページをお開きください。

第26条、国民健康保険税の減額、この条文はいわゆる7割、5割、2割軽減措置について定めているもので、軽減するそれぞれの項目に子ども・子育て支援納付金分を加えるものです。

8ページ、第1号アから9ページ、オまでの額を改正前から改正後の額に改正し、キ及びクで子ども・子育て支援納付金を新設しています。

その下、第2号では、国民健康保険法施行令が令和8年1月に改正されたことにより、低所得者に対する均等割額、平等割額の軽減措置に係る軽減所得基準額の引上げをするもので、算定する際の被保険者1人につき乗じる金額を30万5,000円から31万円に引き上げるものです。

また、アからオまでは第1号同様、国民健康保険税の減額について改正前から改正後の額に改め、キ及びクで子ども・子育て支援納付金について新設するものです。

3号も2号同様、施行令の改正により軽減判定所得の基準額を引上げするもので、算定する際の被保険者1人につき乗じる金額を56万円から57万円に引き上げるものです。

また、アからオまでは1号、2号同様、国民健康保険税の減額について改正前から改正後の額に今回の税率の一部改正の率に準じて改正し、キ及びクで子ども・子育て支援納付金について新設するものです。

11ページ、同条第2項から14ページ、第4項まで、子ども・子育て支援納付金課税額の減額について、第2項では未就学児の減額に係る規定を、第1号及び第2号では改正前から改正後の額に改めるほか、第3号及び13ページ、第3号では、出産被保険者がある世帯に対する子ども・子育て支援納付金課税額の減額に係る基準を保険税の基準課税額に係る規定に準じて定めています。

また、14ページ、第4項では、18歳未満被保険者における均等割額の減額規定で、低所得者、未就学児、産前産後の順で軽減された後に減額されるため、結果10割軽減になるため均等割については徴収しないという規定となります。

第27条の出産被保険者に係る届出以降は、今回の一部改正により条ずれ等が生じたことにより改正するものです。

最後に附則でございます。施行期日は令和8年4月1日、第2項は適用区分を定めるものです。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

被保険者数の減少により税収が減少していく中、開成町の国保の今の財政状況はどのようになっているかをお願いします。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

開成町の国保の財政状況ということですが、平成30年度の制度改正以降、収支ともに黒字でいたのですけれども、令和4年度から実質収支で赤字に転じているという状況になっております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

令和4年度から赤字に転じているということなののですけれども、基金はどのくらい取り崩していたのか、お願いします。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

令和6年度に初めて基金を取り崩しまして、令和6年度に約5,800万ほど、令和7年度には4,500万ほど取り崩しております。このままのペースで行くと、あと3年程度で基金が枯渇するような状況に陥っているという状況でございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

今、あと3年で基金が枯渇するというお話でありますけれども、もし基金が枯渇した場合、財源の確保はどのようにしていくのか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

国民健康保険は、以前は赤字になった場合に一般会計から赤字補填のための繰入れというのをしておりましたが、現在は赤字補填のための一般会計からの繰入れは

できないということになっておりますので、基金がなくなった場合には県から借用することになります。その場合、借り入れた分はその後の保険税に上乗せして返さなければならないということになってございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。

なかなか厳しい状況という感じなのですが、ちょっと確認させてください。先ほどの説明で県下統一保険料がこれから行われるということですが、県下統一保険税ですか、これはいつ頃から導入されるのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

今、県下統一保険税等を目指して市町村間、県からの説明等も受けながら税率等をいろいろ換算しているところではございますが、県のスケジュールでは令和9年度に納付金ベースの統一です。保険税率等の完全統一は、令和18年度を目標としているところでございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。この辺、今後統一されていきますと、保険税というところは上がっていくという認識でよろしいのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

今、統一というところで、県下市町村の標準保険税率というのを今、県から提示して、それを見ながら市町村は税率を決めているというところがあるのですが、それはそもそも事業費、県に納める納付金を確保するために必要となる保険税率を決めているのです。それらは医療費ですとか、県全体でどれくらい医療費がかかるかを県の算定するルールに基づいて提示しているものでございます。

税率なのですが、今現在、県から示されている標準税率と開成町の現在の税率を比べますと、県の示した標準税率のほうが高いという状況になっておりますので、標準税率に急に近づける税率がやはり急に上がってしまうということもありますので、段階的な税率改定等を考えているところではございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。この制度、今後、本町にとって保険税を上げる方法しかないように思えるのですけれども、その辺、そういった認識でいいのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

国民健康保険の加入者そのもの、被保険者が減っていることから、それと同時に医療費等も下がればよいのですが、医療の高度化等により1人当たりの医療費等が上がってきているというのもございまして、また、県下等、神奈川県下の全員の医療費等を勘案するとなると、少しずつではありますけれども上げざるを得ないのではないかということが想定されております。

○議長（山本研一）

ほかに。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

国民健康保険に既にある後期高齢者の支援金ですとか介護納付金、そして今回は、さらに子ども・子育て支援納付金加わるところです。18歳以上の全ての国民健康保険加入者ということですが、後期高齢者ですとか、特に65歳以上でも障がいなどがあって国民健康保険料が減免になっているような後期高齢者医療制度の加入者なども、全員の納付が必要ということでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

議員のおっしゃったとおり国民健康保険だけでなく全ての健康保険、いわゆる後期高齢者の方であっても子ども・子育て支援納付金を納めることとなります。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

県下で額が統一されるような話もありましたけれども、少子高齢化の日本ですので自然増よりも自然減のほうが圧倒的に多く、払う方がどんどん少なくなっていくというところで、段階的に、もうこの部分だけでも、納付金の部分だけでも上がる見込みがあって、都度条例改正が行われる見込みがあるという御見解がとおりでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

8年4月から子ども・子育て支援納付金が徴収されますが、納付金自体も国では

3年間かけて段階的に上げていくことになっておりますので、それに伴って町の国民健康保険税も上げていくという認識でおります。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、今回、この納付金が初めて加わるというところで町民の方々への周知、いきなり欄に加わるような形になるかと思うのですが、それ以外に、こういうものが始まるよという周知はしっかりなされるのでしょうか。

○議長（山本研一）

保険健康課長。

○保険健康課長（土井直美）

町のホームページや、それ以外にも当初納税通知というのが個々に行き渡りますので、そこにも周知した広報等を入れたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第7号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第8 議案第8号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。行政委員会及び附属機関の委員の報酬額を改定したいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、ファイルナンバー04、議案第8号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

まず、条例改正の背景について御説明申し上げます。

本町の非常勤職員の報酬につきましては条例の規定に基づき支給しております。前回は令和3年度に改定しております。昨年、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、選挙長等、一部選挙関係の非常勤職員の報酬改定を6月会議でお認めいただいたところでございます。令和3年度改定後の給与改定状況等を鑑み、報酬額の改定を行うものとなっております。平均改定率につきましては、前述の選挙関係に合わせ13%程度となっております。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

別表の1、教育委員会委員から46、農業委員候補者選考委員会委員までを改めるものです。先ほど申し上げましたとおり、6、選挙長等につきましては改定済みでございます。また、12、消防団員、22、スポーツ推進員、45、鳥獣被害対策実施隊員につきましては、改めて検討の場を設けることといたしております。また、38、情報公開・個人情報保護審査会委員につきましては、上郡5町での共同設置のため、こちらも改めて検討の場を設けることといたします。

7ページを御覧ください。

附則です。この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第8号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対

ボタンを押してください。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第9号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。人事院勧告に鑑み、職員の自動車等使用者の通勤手当について引上げを行うため、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、ファイルナンバー05、議案第9号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

まず、条例改正の背景について御説明申し上げます。

令和7年度の人事院勧告に鑑み、職員の自動車等使用者の通勤手当について引上げを行うため条例改正を行うものです。

1ページおめくりください。

開成町条例第 号。

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第9条第3項第2号のうち、片道10キロ以上の職員につき改定をするものです。なお、令和8年3月1日時点でございますが、自家用車での通勤手当を支給している職員は73名、うち今回の条例改正の影響がある職員は16名となっております。影響額といたしましては、年間5万3,000円ほどを見込んでおります。

3ページにお進みください。

附則です。この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第9号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を11時20分とします。

午前11時10分

○議長(山本研一)

再開します。

午前11時20分

○議長(山本研一)

日程第10 議案第10号 開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長(山神 裕)

提案理由。今後の町政運営や各種施策推進を確実に実行するため、行財政改革をさらに推進する必要がある、その財源確保策として町長が自ら身を削るとの判断により給与の削減措置を講ずることとしたため、開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長(山口哲也)

それでは、ファイルナンバー06、議案第10号 開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

まず、条例改正の背景について御説明申し上げます。

第六次開成町総合計画の着実な遂行をはじめとする今後の町政運営や各施策推進を確実に実行するためには、行財政改革をさらに推進する必要があるとございます。その財源確保策として、町長が自ら身を削るとの判断により給与の削減措置を講ずることとしたものです。町職員及び町民の皆様と行財政改革の認識を共有し、協働のま

ちづくりを進めるためには、町長自ら身をもってその姿勢を示すことが必要と考えるものでございます。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号。

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附則になります。この条例は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、つまり令和8年度に限り20%の減額をするものです。この条例による影響額は、およそ250万円となっております。

説明は以上となります。御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

今、担当課長から1年間に限り250万円程度の削減効果という御説明がございました。それに対して、今年度はこれ以前に減収補填債の起債もあったことから、町長の報酬カットという話になりますと、何となく開成町全体の財政が厳しいようなイメージで、250万円の削減効果以上に風評被害的なものが出てくるのではないかと懸念するところですが、その点についてはどのように検討されましたでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問の件につきましては、まず開成町の財政状況、予算・決算ですね、そこら辺を幾つかの媒体を通じて、もしくは総会等々で御説明する際に丁寧に説明していけば、そのような懸念は生じないものと思います。

加えて、先般お認めいただきましたとおり、職員の地域手当を旧来の5%から12%にも上げました。これができる自治体、そこは多少なりとも自治体の業界の知識がおありでないと、そこまで分からないかもしれないのですけれども、財政状況が本当に厳しければ、それはできないと思いますし、もろもろの先ほどもお諮りいたしました町のためにいろいろとお力を貸していただいている方々の報酬の引上げというあたりも、なかなか検討すらされないというのは、本当に厳しい自治体であれば、そのようなこともできないと思いますので、御質問に対しましては、そのよ

うな懸念はなきものと私は考えています。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

本当に財政が厳しければ、今御説明があったようなもろもろの対応はできないということで御説明いただいたのですが、であれば、あえて、なぜここで報酬カットということをするのか。その具体的な目的というか意図、こういうことにつながってほしいというものがあれば、もう一重御説明いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

取りあえず簡潔に、なぜというところでお答えいたしますと、簡潔に、まだまだやらなければいけないと考えていること、やりたいことがたくさんある中で、やはり財源ということに目を転じたときには、私自身の判断としては自ら「身を切る」という表現が適切かどうか、私自身もそれが100%しっくり来ているか、自問自答してもちょっと分からないところもあるのですけれども、要は財源を確保するという事は非常に重要であると、まず考えていること。

もろもろ幾つか、まだあるのですけれども、あとは3年間この職に当たらせていただいて、いろいろな意味でいろいろなものが分かってきて、仕組みとか文化とかいろいろなものが見えてくる中で、山下議員も御存じのとおり、私は最初の選挙のときは5割削減で臨んでいますし、もともとそういう考えは持っていた中で、いろいろ見えてきた中で、たまたまこのタイミングになったと御理解いただければと思うのですけれども。

あと、最後に1つだけ。物価高騰です。先般の選挙でも税というものに関心が高まりました。一部、争点化したところもあったと思います。実際、町としても7,000円の現金給付という形で国の交付金を町民の皆さんに配付する事業を経て、私の給与は税金から払われていることを改めて思い直すよいきっかけになりました。で、今回、極めて中途半端な時期ではあるのですけれども、このような判断をし、お諮りしているという次第でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよでございます。

今回の条例の条例文でございますけれども、開成町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を制定する条例であると。この条例文からすると、町長以外にも該当する副町長、教育長も直接に関わる条例でございます。そして表、別表という形で表を見たときに、改正前、改正後ということで、そこに目をやった

ときに町長のみというところに入っていくわけでございます。

この文章立て、条例立てからして、そこに至るといふ経緯があるわけですので、町長といたしましては副町長や教育長に御自身の思い等々をお伝えした中でこのような条例改正に至ったのか否か、その辺の経緯について御説明願います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、前田議員の御質問にお答えいたします。

今回、確かに特別職の職員ということで三役全てを含んでおりますが、附則の中で町長のみということにしております。この理由の1つといたしましては、一般職が町長を超えることになってしまうという、これ以上の減額はというところが20%という1つの基準になっているというところなんです。給与は責任の重さと期待値に見合うものでありまして、逆転しないぎりぎりの額としているというところなんです。

同様の理由で、副町長、教育長は、これは一般職と逆転してしまいますので、今回は、あえて町長のみとさせていただいたところでございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

前田議員からの御質問に対しまして、副町長と教育長には、地域手当のところでは私というか考えとかをお伝えして賛同いただいたという経緯が、まずあります。今回は、今、課長から説明はいただいたのですけれども、あくまで私の考えが基本にあるということはお伝えしておきます。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよです。

先ほど同僚議員とのやり取りの中で、町長の20%の削減に伴ってということの中から、先ほど町長は、やりたいことがまだたくさんあるのだという御答弁でございました。具体的に、最初に、これの影響額として250万円という数字が出ておるわけでございますが、250万円の数字をもって町長がやりたいことにも照らし合わせた中で、この250万円、やりたいこと、こういうことをひもづける形で、どのような思いでこの20%削減というものの数字的なものに対しての町長の意識、御見解をお尋ねします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、やりたい事業については具体的にこれから申し上げますけれども、直接的にひもづけると、あと私の言い方があまりにこの事業のためということになると、

寄附行為みたいな扱いをされかねない点もございますので。それは、同じ立場ですけれどもね。

具体的には、事業としては、中長期的には、いっぱいここで上げていいのであれば上げさせていただきたいのですけれども、目先という意味では、こども子育て応援基金がこの4月に新設されるというタイミングに当たりまして、ぜひ、この基金の残高を増やしたい。運用益によって子ども・子育てを応援する事業にできるだけ多くのお金を充てたいと。

250万と言われると確かに小さな一歩なのですけれども、1%で運用しても2万5,000円、2%だと5万円、税引き前ですけれども、それぐらいです。ただ、今後もありますし、いろいろな意味で寄附文化の醸成みたいなものも地道に活動していきたいなと思っております。

御質問の答えとしては、私が一番思い入れのある事業は、こども子育て応援基金です。

○議長（山本研一）

ほかに。

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

4番。井上慎司です。

今回の減額ですが、町長御本人の意思による時限的な措置だと御説明がありました。しかし、報酬というものは本来、職に対して、職の責任に対して条例で定める制度だと思います。今回の減額に対して報酬審議会等への諮問は行わなかったのか、また、もし行わなかったのであれば、それはなぜなのかというところと、今回の措置、制度上どういう整理をされているのかを伺います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、井上議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように報酬、皆様を含めまして報酬を変更するときは特別職等報酬審議会に諮問するものと考えておりますが、今回は報酬基本額を改定するものではなく支給額そのものを一部変更するというところでございますので、審議会の審議は経ていないというものでございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

報酬審議会を経ないということなので、そこには、それなりに町長の何か思いもあられるかとは思いますが。今回の減額による削減額、町全体の予算額の規模からしたら大して大きいものではないのですが、そこには町長の大きな思いは乗っていると思っております。

また、財政健全化のためのものではないというお話はありましたが、しかしながら、こういった町長が身を切るという態度を取るということは、庁舎内の中で緊縮財政という雰囲気醸成になってしまうのではないかと懸念しております。また、これを単なるパフォーマンスだと見られる町民の方もいるのではないかと懸念しております。

そういった中で、町長として、どのような覚悟と政治責任の下で本議案を提出されたのか、これを町民の方に伝えるような分かりやすいお言葉で説明していただけたらと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

幾つか御質問いただいて、全てに順序立てて回答できるか分からないのですが、まず、職員並びに緊縮財政の、例えば、そういうネガティブな雰囲気という点に関しましては、繰り返しになりますけれども、地域手当を5%から12%に一気に上げさせていただいたことは、願わくば職員の皆さんのモチベーション、あとは採用の維持と新たな採用の促進というのですかね、そのようなところに思いを込めて、そうさせていただいております。

事業運営等に関しては、再三再四申し上げますけれども、最小の費用で最大の効果と地方自治法にうたっているとおり、この基本姿勢、重視するポイントは全く変わっておりません。そういう意味では、私の思いとしては、最小のコストで最大の効果というところにも、自分の行動としては、つながっているものという思いはありますけれども。

特別職の報酬は審議会で、通常のですね、通常の報酬は決めていただくことになっておりますし、それは私が決められるものでもありませんし、職員に関しましてもそういった手当の拡充等も行っているというところに私の考えとか思いというのは表現させていただいていると。そういったネガティブな雰囲気が広がることはないと思います。そもそも今回の一件にかかわらず最小のコストで最大の効果、昨日もありましたが、包括的に課題解決、1つの事業で複数の課題解決、事業促進というところを重視していることは変わりません。

あと、「パフォーマンス」というワードに関しましては、客観的に考えれば、そう思う人はいっぱいいると思います。もちろん私は、そんな思いは皆無です。ただ、そうはいっても4年目に下げてというのは事実なので、そう思われる、批判されるのは覚悟しています。私としては先ほど申し上げたような考え方の下、自分の判断でやらせていただいて、これによって。

ちょっと話が長くなって申し訳ないのですが、例えば東京都知事は5割であったり、ほかにも逗子市長が長年5割減で、様々な思いと背景はあるにしても、そうすると、ちょっと数字の話で恐縮なのですが、2割と5割では、また持つ意味合いも大分違うとは思いますが。今回は2割にさせていただきましたが、給与の額

にかかわりなく、町民の幸せと開成町のたゆまぬ発展のために私なりに懸命に働いていくという覚悟、お約束は変わりませんし、引き続き御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

先ほど来、同僚議員からの質疑の中でいろいろ町長からのお話を聞きました。その中で、改めて、また、しつこいようでありますけれども、先ほど来、町長から、総務課の参事も含め、削減分の具体的な活用先云々、それから20%の算出根拠、それから他の常勤の特別職を除いて町長のみということの話をいただきました。審議会は通していなくても出したということがあります。

町長から、今も答弁の中で覚悟を持ってしっかりやっていくという、そういうものは聞きましたけれども、改めて本当に町長から、このことに関して、今回のことに対して、ちょっと今まで私、聞いている中で、いま一つ町長の気持ちが、思いというのが伝わってこない感じに取れたということがあります。改めて今回の削減に関して、いろいろ述べましたけれども、改めてもう一度、町長の言葉の中で強い気持ちを改めて、申し訳ないけれども発していただければなと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

どのようにお伝えすればというのはあるのですけれども、それでしたらば、いろいろと取り組みたいことを少し、では、お話しさせていただければなと思います。

私の個人的な思いは置いておくとしても、町としてはやはり駅前通り線、昨日も星野議員から御質問いただきましたけれども、もろもろ物価高騰が続く中で計画どおりにはなかなかいかないだろうという見通しも示されていますし、町は財源の確保に向けて、より一層努力していかなくてはいけないという状況にあります。それ以外にも、個人的にも、昨日も御質問いただきましたけれども地域ポイントであったり。

あとは、「町長への手紙」とかでも非常に比率の高い保育所、学童関係の充実であったり、あと、先ほどの駅前通り線につながりますけど図書館だったり、教育分野でも、もっともっとオンラインとか英語の力に予算もつぎ込んでやっていきたいという思いもあります。

これも先ほどありましたけれども公共施設、箱物のみならず、インフラの老朽化というものに対しても、かねがね申し上げており、これは自治体にとって今後最大の課題だと思っています。あとは、まだまだ町民参加型の予算、若者会議とか、あとは町営住宅をどうするみたいなものも、できるだけ早くやっていきたいなというふうに、いろいろな思いがあります。

その中で、これも繰り返しですけれども、1つは開成町の財源。例えば、ちょうど今年度、法人税が大きく減少しました。これは起こり得ることで、起きました。今後も起こり得ると思います。我々もふるさと納税とかで一生懸命努力はしていますが、安定的な財政基盤という意味では、少しでも足しがあればいいという思いもごさいますし。

これも繰り返しですけれども、今般の物価高騰におきまして、町民の皆さんの中でも生活に御苦労されている方々がいらっしゃるということを改めて見詰め直したときに、自分の給与の原資が税金であるということの、これはあくまで私の価値観における表現ですけれども、重みを強く感じました。30年ぐらいサラリーマンで、自分の給与は自分の働きに応じて、成果主義でしたので、もらっているという感覚とは、ある意味、180度違う世界に今、身を置いているということを再認識して、今回は。前回の地域手当の5%をゼロにしたときと思いは似ている、もしくは同じですけれども、この4月、1年間ですけれどもね、減額することによって少しでも財源の確保につなげたいと思っています。

それで、少しだけ250万というところにスポットライトが当たってしまっている感が不本意にありますので、仮にですけれども、仮に将来、またこのお仕事に就けるとしたら、そこもありますし。あとは、世の中、首長さんで多いのは、退職金を辞退される方々も、これは個人的印象ですけど意外と多くいらっしゃいます。私がどうするかは全くこれから考えていくのですけれども、あまり今回のみと、もし思われてしまうような部分があるとすれば、今後も含めて、そういう姿勢でやっていきたいということも御質問いただきましたので申し添えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。

いろいろ、改めてまた質問した中でありがとうございました。

その中で、他の特別職、例えば副町長、教育長といろいろ話はされたのかとは思いますが、今さらながらの質問で申し訳ないのですけれども、副町長、教育長とも町長が話をした中で、そのときの話をどうというのは難しいかもしれませんが、話合いをされたのか、そして、そういった中で副町長、教育長とも同意をされたのかどうか、その辺、もし、許される範囲でお話しできればお願いしたいと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、私から答弁させていただきたいと思っています。

議員の皆様のお質問の趣旨等は非常によく分かります。今の現在の日本の状況という部分からすれば、「あれっ」という部分も当然あるかと思えます。状況的にですね。先ほどから言っている職員の地域手当等も、国も見直しをして12%だという状況の中であるわけですが、これは、こういう表現がいいかどうかは分からないのですけれども、私が受けた部分は非常に感情的な部分が多くて、私が言うことが適切かどうか分かりませんが、1人の政治家として自分の意思はこうなのだ。

確かに、それによっていろいろなところへの影響という部分は、これは私から言うのもなんですけれども、それは考えなくてはいけないと思うのです。しかし、やはり自分の思いというものを、1期とすれば、あと1年間ですね、次はどうか、まだ全然分かりませんが、その思いという部分をどうしてもこうしたいのだというところで、そういう思いであるならば突き通すべきかなと。

ただ、これは手続上という言い方をすると皆さんに失礼になってしまうかもしれないのですけれども、議会の議決が必要な案件ですから、ただ思いだけではいかならうと。きちんと、やはり思いであるならば、そのところを御説明をして納得していただいて、それで、議会は両輪ですから一緒になって開成町の未来のために仕事をしていくというところは私は感じ取りましたので、偉そうなことを言うわけではないのですけれども、「まあ、いいのではないですか。」ということでした。

○議長（山本研一）

教育長、何かありますか。すみません。ちょっと清水議員、待ってください。教育長。

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、私からも一言、お伝えしたいと思います。

私、この職に就くときに山神町長から声をかけていただいたときに、まず、自分が生まれ育った開成町で開成町のために働きたいという思いと、それと同じぐらい町長の熱い思いを聞いたことにより、この職に就こうと、就いてみようということで決心をいたしました。そのときから町長の思いは十分、私、分かっていますし、先日の地域手当の件で町長からお話をいただいたときも、その思いは私も同じところがありますので、もう即答で「分かりました。」と答えた次第です。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

以前のコロナ禍などは町民生活や地域経済の影響という今のような厳しい財政が

あったというところで、特別職の期末手当を減額するという措置がなされました。今回は条例改正です。なぜ、そのように期末手当の減額という形ではなく条例を改正するという御判断に至ったのか、そちらは内部でどのような議論がなされたのか伺います。

○議長（山本研一）

町長。いいですか。では、参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

それでは、清水議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正ということなのですが、基本給を削減することによって自動的に条例上、期末手当のほうも削減されると。テクニク的なお話ではございますが、そのようになっているということから、このようにさせていただいております。

また、先ほど来、出ています職員の受け止め方というのが1つございまして、町長が勝手にやっているのだからと思っている職員というのは1人もおらず、町民の幸せと町のため発展のためにトップ自らがこういう姿勢を示していただいているということを本当に職員としては真摯に受け止めて、これからも町民のために働いていきたいと、そのように考えているといったところでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

内部では、そのような受け止めで皆様共有されているということです。先ほどパフォーマンスのような話も出ましたけれども、そのように思われようが私は堂々としていけばいいのではと思います。選挙前に掲げていらっしゃったのも存じておりますし、それがタイミング的に今になったという御説明がございました。

条例改正という簡単なことではないだろうと思っていることがなされるわけですが、それに関わる規則など、何か、その他の影響ですとか業務ですとか、そのようなことについて伺います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山口哲也）

特に、今回の条例改正をお認めいただいた場合、規則等に影響はございませんので、この条例によりまして粛々と事務を進めてまいるということになろうかと思えます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

今回に関しては条例改正というところですがけれども、思いがあれば改正ができるというところだと思いました。先日、私が条例改正のことをちらっと、それは全く別なのですけれども、いろいろ難しいのかなという印象を持っていたので、分かり

ました。

こちら、今回の身を切る改革につながるような改革的な文章が総合計画ですとか以前のところで見受けられず、かなり唐突な印象を持ったのですけれども、これは、いつ頃に上がった話なのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

具体的にいつ頃と言われますと、昨年末ぐらいですかね。ですので、総合計画との整合性を、今回のような一件がどこまで整合性を求められるかという点に関しましては、すみません、ちょっと即答できないところもあるのですけれども、整合性云々というものを置かせていただくと仮にすれば、唐突であるということは、私がおのように決めたのがその頃であったということからすれば、申し訳ないのですけれども、やむを得ないという感はいたします。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑は。

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。

山神町長から先ほどサラリーマンでというところで、私は同じく、規模は小さいのですけれども20年近く企業経営してきております。トップの責任に対する報酬というのは比例すると思っております。今回、100分の20削減ということでお話がございました。月額当たり、今現状、例規集から見ますと山神町長のお給料75万円に対して15万円の減額、月額60万円という私は認識を持っているのですが、多分、合っていると思います。それはそれで構わないのですけれども、副町長の金額と若干逆転現象が起きてしまっているというところは、御認識はありますでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず前回の、すみません、本当はまず結論をお伝えしたいのですけれども、地域手当の数値を見直したときに、感覚として副町長と教育長の基本給与は、参事の皆さんとほぼ同じになるという感覚は持っていました。

それで今回、私が2割減によって具体的にどうなるかというところは、本当に正直に申し上げますと、全部正直に言っているのですけれども、正直に申し上げますと、私にとってはそこはあまり大事ではなく、あくまで個人として2割分を町の事業のために費やしたいと、もしくは確保したいというか基金に積みみたいという思いによるところがありますので。副町長との金額差であったりというあたりは、私の中で

は、それを考慮して数値を決めたわけでもないですし、関心事としては大事ではなかったです。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

分かりました。町長はいいと言われても、なかなか第三者であったり町民であったり、見方はいろいろ様々あると思います。それも甘んじてということで先ほどお話がありましたので、そこは分かりました。

見る目線をちょっと変えて。今、山神町長、ちょっと体が心配なのですけれども、今、何か病気をされているとかではないですよ、地域経済循環ということで、たくさん地域の極力個人のお店を利用されて、食事をX、旧ツイッターによく上げていらっしゃる。今、フォロワーさんは3万200人ぐらいです。私が言いたいのは、この減額があったから、もちろん外食が減るということでは、そうは思いませんけれども、いませんけれども、与えている地域への経済効果というのは物すごいことがあると思っております。

先ほど250万円、年間というお話がありましたけれども、多分経済効果としては少なくとも倍、500万は地域に経済循環として回っております。状況によっては1.5倍、2倍という。フォロワーさんも多いですから。そういった部分も含めると、経済効果であったりとか発信効果、また、その方々が見たことによって地域のお店へ行くというところが非常に多いかとは思っております。ここは端的に聞きます。回数、減りませんよね。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私も一応人間なので承認欲求めいたものは最低限持っていますので、見ていただいて、今のお言葉を額面どおりに受け取らせていただけると、御評価いただき、あと私の思いを理解いただき、とてもありがたく思います。健康状態に気をつけて、地域内の経済の活性化に私ができる範囲内で、できることは今後もやっていきたいと、続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

分かりました。お体には気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

○10番（山下純夫）

はい。

○議長（山本研一）

はい。賛成討論、反対討論、どちらですか。

○10番（山下純夫）

反対です。

○議長（山本研一）

はい。では、どうぞ。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

では、改めて反対の立場から答弁いたします。

今回、町長が財源確保策として自らの身を削る給与削減の議案を提出された気持ちは理解しますし、その思いは酌みたいと思います。そして、以前から日本に寄附の文化を浸透させたいという崇高な思いを持たれていたことも存じています。私自身は個人として、このように理解を示すことはできますが、しかし、この議場から議案が一步外に出たとき、世間の受取方はどうでしょうか。

今年度は、これ以前に減収補填債の起債もありました。その上で財源確保のために町長報酬のカットというニュースが流れれば、巷間ささやかれるのは開成町の財政が厳しいらしいという話になるやもしれません。そのときに、そうすると行政サービスの低下を招くのではないかということのを想像して、潜在的な移住希望者の検討見送りなどにつながりかねないのではないかという懸念が拭えません。つまり、カットされるのは年間250万円程度ですが、それを上回る風評被害が起こるのではないかと心配しております。

そして、もう1つ。250万円をカットするよりも、先ほど、やりたいこともたくさんあるとおっしゃったので、「300万円稼いでくるよ。」と宣言されたほうが「もっといくぜ、開成」を掲げられた山神町長らしいと思いますし、それによって寄附された先の意向とすることで町長が意図する事業に使うことの可能性も高まるのではないかと考えます。

そして、最後に、町長の報酬は、山神町長の報酬は税の有効活用だと思います。

以上の理由から議案に反対いたします。

○議長（山本研一）

ほかに討論はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

私は賛成の立場から討論させていただければと思っております。

山神町長提出の開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例案に賛成いたします。

近年、法人町民税を中心に税収の揺れ幅は大きく、将来には明るい兆しも見えておりますが、安定した財政基盤を築くためには今こそメリ張りのある財政運営を徹底することが求められています。必要な投資はしっかり行い、見直すべきところは勇気を持って削る、その姿勢を町長自らが示すことに大きな意味があると思います。

今回の20%報酬削減は、金額の大小ではなく首長としての覚悟を明確に示すものです。行政組織はトップの姿勢で動きます。町長が率先して身を削ることで職員全体に無駄を見直し将来に備えるという意識が浸透し、行財政改革の実効性が高まります。これは単なる象徴ではなく、組織マネジメントとして極めて合理的な判断と私は考えます。

また、山神町長は2019年の町長選挙初挑戦時にも報酬半減を掲げており、今回の決断は、その一貫した信念の延長線上にあると考えています。

さらに、1年間限定の特例として条例を明記する手法は町民に対し透明性と説明責任を果たすものであり、議会としても評価すべき点だと思います。

生まれる財源は大きくはありませんが、大切な血税です。こども子育て応援基金の残高を増やしたいという思い、そして福祉、インフラなど将来への投資に確実に生かすことができると考えます。私たち議会も、また町の財政にメリ張りをつける責務を負っています。町長の覚悟を町全体の前向きな力に変えるため、本議案に賛成いたします。

以上となります。

○議長（山本研一）

ほかに討論はございませんか。よろしいですね。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第10号 開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛成多数）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成多数によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を13時30分といたします。

午前12時05分

○議長（山本研一）

再開します。

午後 1時30分

○議長（山本研一）

日程第11 議案第11号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等の公務災害に関わる損害補償の補償基礎額を改正したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、ファイルナンバー07、議案第11号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正の背景について御説明いたします。

今回の改正は、昨年の人事院勧告を受け、消防団員の処遇改善を図る観点から、損害補償に係る補償基礎額の引上げ及び補償基礎額加算額の見直しを行うべく、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

今回の改正につきましては、第5条第2項第2号の補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、上限額を1万4,500円から1万5,000円に改めるものでございます。

もう1点は、第5条第3項の扶養親族に対する加算額の見直しになります。3ページ目の改正前の第1号に該当する扶養親族、これは配偶者になりますが、改正前1人につき100円を改正後は廃止となります。これは、一般職の給与に関する法律の改正で配偶者扶養手当の経過措置が本年3月31日をもって終了、廃止されることから、第3項第1号の配偶者に係る規定につきましても廃止となるものでございます。

次に、改正前の第2号に該当する扶養親族、子どもになりますが、383円から433円に改め、第3号から第6号までの加算額につきましては変更ございません。

また、第1号の廃止に伴い改正前の第2号を改正後は第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、改正後は第5号までに改めるものでございます。

なお、別表の補償基礎額の改正につきましても、階級及び勤務年数に応じて記載

のとおり改めるものでございます。

附則でございます。第1項では、この条例は令和8年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。第2項では、経過措置として令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び障害補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び障害補償年金等については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第11号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第12 議案第12号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。開成幼稚園の預かり保育について、令和7年度試行段階として利用要件撤廃や実施時間等を拡充し実施してきました。令和8年度本格実施に伴い、開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは、ファイルナンバー08、議案第12号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

概要を御説明いたします。

開成幼稚園に在園する保護者から預かり保育の拡大を望む声が多く寄せられる中、

令和7年度に預かり保育時間の改善及び利用条件の撤廃を試行的に実施したところ、前年比1.5倍以上の利用実績があり、保護者にとって自由度が高い子育て支援の実現につながったことから、令和8年度から本格実施に移行することとしました。それに伴いまして、預かり保育の利用時間の区分と利用料金を設定、明示するものでございます。

2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。右側が改正前、左側が改正後でございます。

第2条です。保育料等の額について、改正前は「次のとおり」とし1項から3項にそれぞれ記載しておりましたが、改正後におきましては「別表のとおり」とし附則の次に別表を加えます。

別表（第2条関係）を御覧いただきたいと思います。

1つ目として保育料を0円、改正前においては、次に掲げる額のうちいずれか少ない額、ア、月額5,500円、イ、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の規定により政令で定める額となっており、結果として0円ということになるのですけれども、政令の定めを参照しなければ分からない表現になっていることから、ここで0円と金額を明示するものでございます。

2つ目の入園料3,000円は変更ございません。

3つ目の預かり保育料については、預かり保育の拡大に伴い利用時間の区分、利用料金を設定、明示するものでございます。具体的には、利用時間3時間以下、500円、3時間を超えて1,000円とします。

最後に附則です。第1項は施行日を定めるもので、令和8年4月1日から施行します。第2項は経過措置を定めるものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西景子です。

預かり保育の拡充、大変助かると複数の子育て世代の方から声が届いております。預かり保育料が1日500円から3時間以下が500円で3時間以上が1,000円となりました。実質3時間以上の方の利用の方に関しましては値上げとなりますが、一方で、実際の保育現場では、安全の確保、配慮、個別対応の必要などを考えると受益者負担の少ない設定がされていると評価いたします。この保育料の設定であれば人事配置など安定的な運営はできるのか、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは、お答えしたいと思います。

その日の利用人数にもよりますけれども、基本的には正規職員が1名、それからいわゆる会計年度任用職員さんが2名ということで、3名体制で基本的には対応してございますので、安全面等にも十分配慮した中でやっていっていると判断してございます。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

1日3名体制ということであれば、安心して預かり保育ができると安心いたしました。ありがとうございます。

一方で、保護者の就労等で保育の必要性があると認められた場合、認定を受けられた場合は無償化の対象となるのか、確認させてください。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えしたいと思います。

開成幼稚園における預かり保育につきましては、ただいま御発言のいわゆる保育の必要性に基づく新2号認定、これについては現在取扱いをしてございません。基本的には、利用要件がどちらかということ、これがいわゆる利用要件を拡充した理由ですけれども、結果的にはリフレッシュですとか家庭の事情、ほかのお子さんのためにその時間を空けたいとかという理由になりますので、いわゆる認定の対象とならない方の利用を前提に構えている事業でございますので、現時点におきましては、ただいま御発言のような制度を活用するということは考えてございません。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

現段階ではリフレッシュを目的とした方を対象とされているということですが、働きながら子育てをする家庭が幼稚園という選択もできるということのも必要かと思いますが、これに関して御答弁いただけるようでしたらお願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは、お答えしたいと思います。

そういう場合は保育園との兼ね合いというお話になると思うのですが、開成幼稚園においても一部就労というのはありますけれども、どちらかということとパートタイム的な働き方で、通常は午前中なのだけれども、その日だけ午後も出たいとか、あ

るいは御実家で御商売等をされていて、お手伝いをするときとか。いわゆる定性的に働いている方というのは、やはりもとより保育園を選ばれている方が多いので、そういったところも今後の課題ではありますけれども、現時点では利用者から、そういった類いでのお話はいただいていないところでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

本格実施というところで、御説明がリフレッシュに関することですか自由度を設けるというお話がありましたけれども、開成幼稚園に関しましては管理運用条例という、より詳しく記載された別の条例がございまして、預かり保育に関しては緊急または一時的に家庭での保育が困難となる園児の保護者の支援を目的として、教育時間終了後に預かり保育を実施するとありますので、今、こちらで改正される条例との矛盾が生じることになると思われるのですけれども、こちらの運用条例も同時に改正されるということになりますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。

ただいまの件についても検討をしたわけですが、今おっしゃった「一時的に」という言葉が大事なところでございまして、そもそも開成幼稚園における預かり保育というのは、あくまでも一時的な利用を目的としてございますので、連日、毎日のように使う方というものは基本的に対象ではないので、これにつきましても今の段階においては御発言の条例を改正する予定はございません。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

教育時間終了後に預かり保育を実施するというところも少し異なるのかなと思われるのですけれども、本格実施というところで、試行的にされていたときが、かなり夏休みの利用も多く、また、とても好評だったと保護者さんからも伺っております。本格実施は、夏休み、また春休みも含まれてのお話ということでよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えしたいと思います。

夏休み、それから、あと冬休みですかね、こういったところについても、やる予定となっております。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

では、運用条例は変えないまま、すみません、確認ですけれども、こちらの今回の条例を改正して夏休みと冬休みを実施していくという。あくまで、これは休業中のものとして、3人体制なので、ほぼ、ちょっと働き方も懸念されるところもあるのですけれども、休業中の事業として夏休み、冬休みが実施されるというところでのよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えします。

おっしゃるとおりで結構でございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

6 番、前田議員。

○6 番（前田せつよ）

6 番、前田せつよです。

1 点、確認をさせていただきます。田中参事から、最初に条例を制定することについての御説明の中で令和7年度の試行段階の様子につきましてお話がございました。その中で15倍以上の利用実績があったという御説明をいただいたかと思いますが、基になる数、何をもっての15倍という数であるのかということ、令和7年度の試行段階のところの中で、そのことも含めまして特筆的な状況等々も鑑みて、いま一重御説明を頂戴できればと存じます。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えを差し上げたいと思います。

令和6年度、いわゆるまだ要件が少し厳しかった時代ですね、これが1年間を通して延べで130人の利用でございました。それに対しまして令和7年度、まだこれは2月までの合計ですけれども、延べで1,967の方が利用していただいたということで、これを計算しますと15倍を超えるということで、大変に皆様にお使いいただいているということをお願いいたします。

○議長（山本研一）

6 番、前田議員。

○6 番（前田せつよ）

6 番、前田せつよです。

もう1点、先ほど御質問いたしました令和7年度試行をしていく中で特筆すべき

点、また令和6年度と比べての状況等々も加味した中で、もう一重御説明願えればと存じます。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは、お答えしたいと思います。

正直、試行に移るに当たって、どれほどの方が利用するのかなという心配もなかったわけではございません。結果とすれば、これだけ多くの方が利用いただいたということで、改めて気づいたことは、まず上のお子さんですとか下のお子さんの関係で、僅か1時間、2時間なのだけれども預かってほしいという方が大変多かったこと。

それから、もう1つ分かったことは、園のほうでも、そのときに、週1回か2回ですが、ちょっと大きめのイベントをするのです。七夕ですとかハロウィンパーティーをやったり、クリスマスのスノードームの製作をしたりと。こういう行事を入れることで、言い方はちょっと難しいのですが、本来、預けなくても、もしかしたら大丈夫な方も、お友達がそれを受けるので一緒にやりたいよということで、いわゆる幼稚園のカリキュラムにのっとった部分ではないところでの幼児教育というのも提供できたということで、これは非常に副産物的に、とてもやってよかったなと園も教育委員会も改めて感じているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよでございます。

今、御答弁の中で、上のお子さんとの兼ね合いもあって、たとえ1時間、2時間でもリフレッシュできた、一息つけたという状況も見てとれて、また行事による影響等々も振り幅があるような御答弁をいただいたわけでございます。

しかしながら、保育に当たる方々が正規職員が1人、あと、お2人がパートのような形でこの事業に当たってくださると。3名体制で急に人数が膨らんだ場合等々をしっかりと加味した形で、また、この事業が本格実施されるように御配慮を願いたいと思います。その点、1点、御答弁いただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えしたいと思います。

何よりも幼児の安全というのが一番大事でございますから、そこはしっかりと見てまいりたいということと、1つ利点は、幼稚園の中で行っておりますので、いわゆる正規の幼稚園教諭というのも当然そこに勤務してございますから、何かそうい

った特別な事情が発生すれば当然フォローに入る、サポートに入るという体制はできておりますので、安心して見ているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

○6番（前田せつよ）

1点、議長。

○議長（山本研一）

4回目ではなくて、改めた質問ですか。

○6番（前田せつよ）

いえ、ちょっと訂正させていただきます。

○議長（山本研一）

はい。どうぞ。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよでございます。

今、質問のときに「保育を」という表現をいたしましたけれども、この事業に関しては「保育をする」という言葉は適切ではなかったと思いますので、その点、1点、「この事業に当たる」ということで、「保育」という言葉につきましては削除させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、採決を行います。

議案第12号 開成町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第13 議案第13号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。開成町町営水道事業の財政健全化を図るため、水道料金の改定をしたいので、開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ファイルナンバー09になります。議案第13号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明いたします。

最初に、概要について御説明させていただきます。

令和7年度に町長の諮問により、開成町水道事業運営協議会会長から水道料金の改定について、水道は町民の生活に欠かすことのできない基盤となる給水サービスであり、清浄、豊富、低廉を理念として供給されるものとなるとして、改定率19.25%、改定時期は令和8年10月1日からの実施が適当であると答申がされました。内容としましては、料金回収率100%の達成を目標とする水道経営戦略の将来収支予測によれば、この目標を達成するためには約28%の料金改定が必要となるが、水道利用者が料金改定によって生活に著しい影響を受けない範囲を考慮し、平均19.25%の値上げを行うものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例。

開成町町営水道事業条例の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

条例第22条の関係の表になります。基本料金20立方メートルまでの部分が1,400円を1,630円に、超過料金20立方メートルを超え40立方メートルまでの分、85円を100円に、40立方メートルを超え60立方メートルまでの分、95円を110円に、60立方メートルを超え100立方メートルまでの分、105円を125円に、100立方メートルを超え200立方メートルまでの分、新設で140円に、200立方メートルを超える分、115円を155円に改めるものでございます。

附則でございます。施行期日を第1項で記載してございます。第2項は経過措置となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井正広です。

いよいよこのタイミングが来てしまったのかなという思いがあるのですが、水道にはずっと興味を持っておりまして、いろいろ見続けているのですが、最近も国のデジタル庁の数字から引っ張ってきますと、全国の水道事業者の中で33番目に安い給水、水をつくっているという開成町であります。町域も狭く、地下水ということで非常に効率が高いとは思いますが、ずっと見ていますので致し方ないタイミングとは思いますが、改めて今回の値上げの理由というのを分かりやすく説明していただけますか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、今の質問にお答えしたいと思います。

当然、昨今の物価高、特に本町の水道におきましては電気代、議員おっしゃるとおり開成町のお水は地下水100%、地下からお水をくみ上げたものを塩素消毒のみで供給させていただいているといった形を取っていますので、大きなものはやはり電気代になってございます。

あと、人件費等々も施設管理には委託等もしています。そういったものも全て上がってきているといった中で、将来予測、今後老朽化もある、施設の改修も行うものを盛り込むと、やはりなかなか会計上厳しいといった判断になってございますので、ここで改定するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

よく、ここまで長い期間、こういった単価で頑張ってきていただいたなという思いも正直あるところではあります。

そうしますと、ちなみに、いわゆる量的なところの単価の話をしていただいて全体では19.25%ということなのですが、一般的という表現が適しているかどうかは分からないのですが、そういった御家庭の場合には1か月当たり、どのぐらいの値上げになると捉えたらよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、お答えさせていただきます。

なかなか各家庭、御事情があって使用料等もある関係で、これというのはないのですが、ただ、指標となるものとしては国が調査で行っています2か月で40立米

というものがございまして、こちらが多分4,000円弱になってこようかといったところなので、大体500円程度の値上げになるのかなと、1期当たりですね、という形になるかと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

分かりました。40立米のところでは500円程度になるのかなという1つの指標ということです。

やはり水というのは一番大切なことでありますし、昨今も雨不足とかで全国的にダムの水がないとかという中で、開成町はこの町域の中で地下水、80メートルのところからおいしい安い水を供給し、町民の皆さんの本当に生きる一番大切なところになっていると感じておりますので、理解させていただきました。

あと1つ伺いたいのが、いわゆる水道の管、耐震管というところの布設替えというところですけども、値上げをしていくことによって収支も改善していく中で、そういった町内の水道管のところの耐震管の布設替えというのはピッチが上がっていくと考えていいのでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

料金改定をして収入が得られれば水道管の入替えが進むかというお話なのですが、マンパワーもあるといったところもございまして、現在、こちらの経営戦略のほうでは現状の事業費ベースで考えてございます。ただ、施設に関してはアセットマネジメントをやっていますので、そちらを盛り込んでいると。なので、管渠については通年、今、行っている事業規模で。ただ、漏水対策、併せて耐震になるかと思うのですが、布設替えを少し、一気に進むとは思わないのですが、進めていく形になります。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

3番、石田史行でございます。

ただいま今回の水道料金の改定につきまして、ただいまの同僚議員のやり取りの中で、改定のことにつきましては改定率、平均の改定率も含めて、やむを得ないなというところでございます。

ただ、一方で、私としてかねがね議会の中で主張させていただいておりました、いわゆる水道の栓の開栓手数料、これにつきましては何度も質問させていただいて

いる中で何度も答弁いただいているのですけれども、次回の水道料金の改定の際には開栓手数料については廃止する方向で考えていきたいというお話でありましたが、今回はどうなるのでしょうか。御説明をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回はあくまでも料金の見直しといった形になってございまして、手数料関係、当然人件費等々かかってございますので、また改めて検討していくものだと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

この件に関しましては、検討します、検討しますで、私、12年前に議員になりましたけれども、それから、かれこれもう12年たって待たされ続けております。開栓手数料を取っている自治体というのは、開成町以外に、あと残り幾つの自治体が残っているのでしょうかということと、それから、確かに水道料金のことと手数料のことは別の話ではありますが、手数料の中で、何か今後、これについて廃止する気持ちはもうなくなってしまったのかなという感じさえ今の御答弁で受けたのですけれども、そのところを率直に。どのように担当課として、開栓手数料についての取扱い、どのように考えていらっしゃるのか、再度御説明をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

近隣ですと2町ございまして、松田町さんと箱根町さんが手数料は徴収されてございます。ただ、先ほど申したとおり手数料関係、近隣、ほかにも手数料がございまして、地域差がかなりございます。全体的に高い安いが出てございますので、その辺も含めて、こちらの開栓手数料をどうするかと。中止にするのかと、その辺も含めて、近隣の足並みを見ながら調整していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

では、今の答弁を総合すれば、これからも検討を続けていくということのようでしょうけれども、できれば、これはもはや、もう33市町村の中で開成町を含めて

3町のみということですので、これは何とか知恵を絞っていただいて、手数料、様々な手数料金があると思いますけれども、それを全体を見直す中で何とか。年間ですと100万円ぐらいですかね。そのぐらいの手数料だと思うのですけれども、しっかりと廃止に向けて検討を進めていただきたいと思いますと思いますが、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

では、私から。まず、検討はさせていただきますということと、手数料、この前も担当課等を含めて、この議案を提案するに当たりまして、水道料金と手数料についても改めて見直して話し合いました。その中では、特に近隣の動向なり手数料体系とかは当然気になるというか参考をしている中で、手数料と呼ばれるものが1つではない、数種類もあって、トータルで見た場合には、結論から言うと、開成町は決して高くはないという結論が出ています。

その中で、それぞれ1つ1つの手数料について、いま一度、そういった御要望等も、あとは業界団体等からの御意見も踏まえた上で、次年度になりますかね、10月1日の改定、今日お認めいただいた場合ですけれども、前に、しっかりと全体として見直しも含めて、廃止の可能性も含めて検討します。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。

改正前、改正後の表を見ますと、影響が大きくなりそうなところが200立米を超えるところと私は読み取れました。具体的に町内で200立米を使うとなりますと、やはり法人さんが多いのかなというところは思っているのですが、この後の審議結果というところもあるのですが、例えば、これがこういう形で議案のとおりに進んだ場合に、影響が大きくなりそうな企業様、法人様に10月からこういう形になりますというところの丁寧な説明はお願いしたいかなというところが正直ございまして、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり大口の使用者さんには、今回の改定は通常的一般家庭ではないところはかなり上がっております。この中で、委員の中でも商工会さん、工場会さんもいらっしゃいまして、代表の方とも少しお話しさせていただきました。

やはりそういったところには影響が大きいといった中では、そういった会合があれば出向いて行って御説明をさせていただきますといったことで調整を取ってまいります。

以上でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。今、会合があった場合にとりわけの説明ではあったのですが、すけれども、なくても、ぜひアポイントを取って丁寧な説明はしてあげてほしいなと。結構、多分1.5倍ぐらいになるところもあるかと思うのです。結構、固定費になる部分になりますので、そこは本当に町としての丁寧な説明をお願いしたいなというところがございます。

以上です。

○議長（山本研一）

答弁はいいですか。

○8番（寺野圭一郎）

はい。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

水道料金の値上げということを行う自治体はかなり全国的にも多いのは承知しているのですが、理由としては電気代などが高騰しているというほか、人口が減っているところが使用料金の収入が減ってというところが大きな理由の1つになっているようです。開成町の場合は、人口に関しては減っているからどうということではないと思うのですが、先々を見越して、このぐらい必要だから年平均で一定価格の値上げとなったと思うのですが、人口増減に関して、その中で考慮されていたのでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

水道は人口も見つつ、ただ、お水を配る量、こちらに重点を置いてございます。当然、以前もお話ししているとおり節水型が進行してございますので、以前の計画の水量、要は売れる水量ほどお水の量が出ていないというのが現状でございます。やはり若干、その辺が落ちてきているといったところもある中で計算してございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

普通の一般家庭を考えると、節水しているつもりが料金値上げにつながってしまったのではないかみたいな、そういう御説明と受け止めてしまいました。

以前に水道料金の値上げをしたのは2020年ということで間違えなければ6年ぶりの見直しになるかと思うのですけれども、御説明の中でかなり先々を見越しての値上げということでしたが、今後どのくらいの期間、また、どういう状況でまた値上げの可能性、値上げについての見直しというのが生じるということなのか、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

経営戦略自体が5年に一度改定をするというのが総務省から出てございますので、5年後には、また経営戦略のほうを行いまして、経営の状況をまた見ていくといった形になりますので、そのときに5年後にどの状態にあるかといったのは分かってくるかと思えます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑は。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

値上げということですが、2市8町の中で先般大幅な水道料金の値上げを決定されたところ、議会報告会、議会を傍聴していますと、やはり県、国から、必要なときに必要なだけの値上げ措置をしていないところは、泣きついてきても助けないと明確に言われているという話がありましたので、必要であれば値上げをするというのは先々を見ても本当に必要なことだと思います。

ただ、その部分をしっかりとやはり町民の皆さんにも、一般の町民の皆さんにも説明をしていただきたいと思うのですが、午前中から採決してまいりましたその他の条例案は4月1日からですけど、当然ながら3月に決めて4月というわけにはいかないのですが、10月まで間がありますので、今後、町民の皆様にもどのような御理解いただくための機会を設けるのか、どういう手法で御理解いただくようにするのか、今決まっているものがあればお示しいただきたいと思えます。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えします。

すみません。その前に清水議員からありました見直しの時期なのですけれども、経営戦略自体は令和6年に実施してございますので、令和11年ですね、次回実施は。申し訳ございません。

それと、今の御質問、周知の方法です。ホームページ等と広報おしらせ版、あと水道の料金のお知らせ票ですね、検針票、こちらの入るところに記載をしていきたいと。議員おっしゃるとおり6か月間ありますので、そちらを使って周知に努めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ありがとうございます。

もう1つ、ちょっと全く違う切り口からの質問なのですが、今回新たに、従前は100立米を超えるというところが区切りの最上位でした、今回200立米を超える分というものが新設されていますけれども、ここは戦略的に、もう少し上のほうで。一番高いところで134.78%ぐらいの値上げ率になっているのですが、もう少し上で150%近いような値上げの設定をしておいて、どこかの企業に進出いただくときに、その分を特別措置で下げますよというような交渉ができる余地を残すための手段等、検討できたのではないかと思うのですけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、表を改定すれば、上のほうの幅を小さくして、もっと項目を増やせば段階がもっと早く上がるのではないかとといったようなことも、正直、検討はしてございました。ただ、やはり影響がかなり大きいと。現在ある企業さんたちにも多大な影響が出るといったところで、やはり1段階ぐらいを設けるのがといったところでまとまったところと御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

9番、佐々木昇です。

1点だけ確認させてください。なかなか運営が厳しくて、料金を改定するというのは理解はいたします。しかし、企業として、やはりここに来るまでに企業努力というものも必要だと思いますので、ここに来るまでに企業としてどのような経営努力をされたのか、お伺いします。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど御質問があった中で回答したとおり、開成町の水道をつくるに当たっての工程が非常に簡略といいますか単純な構造になってございます。なかなか削れるところが少ないというのが現状でございます。

ただ、その中でも少しできるかなというのでチャレンジしたのが配水エリアの見直し。配水エリア。要は給水用、お水を配るエリアを見直して、なるべくポンプの稼働効率がいい方向にならないかなというのはチャレンジさせていただいてございます。若干、そういった意味で、ポンプがあるところ、ないところで浄水場が分かれてございますので、その辺で調整をかけているというのはございます。ただ、なかなか、そこで金額がどれほど上がったのだとかというのがなかなか把握し切れないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

私もプロでないので、あまりあれなのですけれども、先ほどの答弁とかを聞きますと電気料金とか、そういうお話も聞きます。この辺の経費削減とか、そういうことも今後も考えていきながら運営をしていっていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○9番（佐々木 昇）

いただければ。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

当然、電気料、毎月、量は確認してございますので、その辺を見ながら調整をしていきたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第13号 開成町町営水道事業条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第14 議案第14号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の公布による令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

それでは、議案第14号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを御説明させていただきます。ファイル名は頭に10番、議案第14号と付してあるものを御覧ください。

初めに、今回の一部改正の全体像について御説明をいたします。

国が行った令和7年度の税制改正によって、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。この結果、所要の規定改正を行わない場合は所得段階別に設定している介護保険料段階が下がる方が生じ、介護保険料の収入不足が発生することになります。介護保険料は3年単位、現在は令和6年度から8年度の3年間を通じて設定し、期間中の収入・支出のバランスを保つ必要があります。

このことから、国では保険料収入不足を防ぐため、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で算定した場合と同じ保険料になる措置を令和8年度に限って行う内容を政令で決めました。簡潔に申し上げますと、令和7年度の税制改正を受けた給与所得控除の拡大の影響を受けずに従前の算定方法により保険料を算定する必要が生じたことから、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、2ページの条例案を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例。

開成町介護保険条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧いただいて、右が改正前、左が改正後となります。

改正に当たりましては、時限的な措置であることから、附則を新たに設ける方法としてございます。

2 ページから 3 ページにわたる第 10 条第 1 項では、本町に住所を有し令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている方のうち、収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満の生活保護を受けていない要保護者に関する規定になっており、従前の給与所得控除額である 55 万円を控除して計算する旨を定めるものでございます。

3 ページ中段から 4 ページにわたる第 2 項では、第 1 項と同様に、給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 160 万 9,000 円の階層について従前の給与所得控除額を適用する旨を定めるもの、4 ページ中段から 5 ページにわたる第 3 項では、第 1 項と同様に、給与等の収入額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満の階層について従前の給与所得控除額を適用する旨を定めるもの、5 ページ中段から 7 ページにわたる第 11 条第 1 項では、令和 8 年度保険料算定に関する基準の特例を定めるもので、世帯員の課税状況に関する規定となっており、第 1 号から第 3 号までに該当する方が属する世帯は市町村民税が課税されていることとみなす規定となっております。

5 ページの第 1 項では、令和 7 年の合計所得に給与所得が含まれている方について、市町村民税の賦課期日において本町に住所を置く場合は課税対象とみなす規定です。

同じページ最下段から次の 6 ページにわたる第 2 号では、障がい者等の条件と収入に応じて非課税となる方についても従前の給与所得控除額の基準を適用し課税とみなす旨を定めるもの、6 ページ下段から 7 ページまでの第 3 号では、2 号で定めた条件を除き、収入に応じて非課税となる方についても従前の給与所得控除額の基準を適用し課税とみなす旨を定めるものとしてございます。

7 ページ中段の第 2 項では、第 11 条第 1 項の規定を個人にも適用し、市町村民税が課されたものとみなす規定となっております。

同じページ最下段、第 12 条では、町長が認めた場合に限り、徴収猶予や減免の手続を経ずにこれらの手続を進められる旨を定めるものでございます。

最後に、8 ページの附則でございます。この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(山本研一)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第14号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長(山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第15 議案第15号 開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長(山神 裕)

提案理由。子ども・子育て支援法が改正され、乳児等通園支援の利用定員に係る意見事務を所掌事務に加える必要が生じたので、開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長(山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

こども課長。

○こども課長(奥津亮一)

それでは、議案第15号、ファイルについてはファイル番号11、開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正の概要を御説明させていただきます。

乳児等通園支援事業においては、乳児等のための支援給付の開始に伴い子ども・子育て支援法の一部が改正されます。改正の内容は子ども・子育て会議の所掌事務に乳児等通園支援に関することが追加されるもので、本町の子ども・子育て会議条例においても所掌事務の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

開成町子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後になります。

今回の改正は、第2条の所掌事務に新たに2項目を新設するものでございます。

新設する項目は、第5号に特定乳児等通園支援に関する事、第6号に第1号から第5号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し町長が必要と認める事項に関する事になります。

附則でございます。この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

先ほどの別の議案で、子ども・子育て会議に御出席されている委員の皆様は日額の8,500円で長が9,400円と出ていました。こちらの金額については特に記載はございませんので変更なしと考えますと、業務量と料金は特に変更なしというところで特に問題なしという御見解なのか、実際、業務量がどの程度増えると見越しているのか、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、お答え申し上げます。

今回追加をさせていただく特に第5号、こちらのいわゆる誰でも通園制度の関係、こちらについての業務でございますが、こちらは、この事業を行いたいという実施の申出があった場合において、その事業者が行うことに対して適切かどうか、そういった御判断等をしていただくことを想定しております。

件数的に今後どうなるか、ちょっと分からない部分はございますが、現時点では現状の業務内容とそれほど大幅な増加は見込まれてございませんので、報償費等についても特段影響がないと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第15号 開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第16 議案第16号 開成町基金条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (山神 裕)

提案理由を述べさせていただく前に、1つ、よろしいでしょうか。

○議長 (山本研一)

はい。どうぞ。

○町長 (山神 裕)

午前中の議案第10号における質疑におきまして、私の答弁が今からお諮りするこども子育て応援基金に関しまして、あたかも既にお認めいただいたかのような答え方に一部なってしまったかと思えます。おわびいたします。

改めて提案をさせていただければと思えます。よろしいでしょうか。

○議長 (山本研一)

議員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」という者多数)

○議長 (山本研一)

はい。お願いします。

○町長 (山神 裕)

提案理由。既設の基金の一部を廃止し、一部の設置の目的を改正するとともに、こども子育て応援基金を新設するため、開成町基金条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長 (山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長 (高島大明)

それでは、議案第16号について御説明いたします。ファイル名は12、議案第16号 開成町基金条例の一部を改正する条例を制定することについてをお開きください。

まず、条例改正の概要について御説明いたします。

今回の条例改正は、1つの基金の創設、2つの基金の設置目的の改正、及び3つの基金の廃止を行うものとなっております。また、併せて基金の運用に関する規定の整理等を行う改正となっております。

それでは、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町基金条例の一部を改正する条例。

開成町基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。

まず第2条、設置です。改正前は基金について、第1項で（以下「積立基金」という。）という規定をしておりましたが、後ほど説明するとおり第2項で規定していた定額運用基金を廃止することから、全ての基金の性質が積立基金のみとなり、「基金」という単語について種類を分ける必要がなくなるため、この規定をまず削っております。

次に、第2条の表の改正について説明いたします。

まず、表の上から4行目、開成町立学校校舎等整備基金の設置の目的の改正です。下線部分「及び整備事業に係る町債の償還」を加えることにより、町債償還の財源とすることを可能とするよう改めるものです。

設置目的の改正の背景としましては、施設の整備や改修に当たり、交付税措置付の地方債のメニューが近年増加していることがあります。地方債を発行することにより償還費に対して数十パーセントは交付税措置され、普通交付税に算入されるという形です。施設の整備や改修に備えて基金を積み立てておいても、結果的に地方債で対応するほうが町の財政的負担を軽減できるケースが増えていることから、整備事業のために積み立てておいた基金について、整備事業に係る町債の償還の財源とできるように改めるものです。

次のページを御覧ください。

表の上から5行目、公共施設整備基金の設置目的の改正です。開成町立学校校舎等整備基金と同様の理由から、下線部分及び整備事業に係る町債の償還を追加し、町債償還の財源とすることを可能とするよう改めるものです。

次に、このページの一番下の行、みなみ地区植栽維持管理事業基金について、基金を廃止するため改正後の表から削っております。みなみ地区植栽維持管理事業基金については、開成町南部地区土地管理組合の解散に伴い残余資金を寄附金として受領し、その一部をみなみ地区の緑地を適切に維持管理するために積み立てておりました。当初の計画どおり令和7年度末で残高が0円となるため、当該基金を廃止するものです。

次のページを御覧ください。

表の上から2行目、こども子育て応援基金の創設です。基金の名称、こども子育て応援基金、設置の目的、子ども施策に資する事業の財源とするため、基金に積み立てる額、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。こども基本法第2条で規定している子ども施策、子どもの健やかな成長の支援や子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のための子育て世帯の支援等に資する事業を、今後も継続的に展開し強化するための財源を確保するために基金を創設するものです。

次に、第2項を御覧ください。国民健康保険高額療養費貸付基金と介護保険高額介護サービス費貸付基金を廃止するため、第2項を削っております。国民健康保険高額療養費貸付基金及び高額介護サービス費貸付基金については、マイナ保険証の導入や高額療養費制度の周知などにより一時的に高額な費用を負担する必要がなくなったことや、長期にわたり利用実態がないことから、基金について、その社会的役割が終了したと判断し廃止するものです。

次に、次のページ、第4条を御覧ください。

表題について、下線部分「及び運用」を追加しております。また、第3項を新設しております。第2項に規定しているとおり、基金に属する現金は国債等の証券の買入れ等の確実な方法により運用することができます。この運用に当たり、現金の残高の一部または全部を取りまとめ、当該残高の合計額をもって運用することができることを規定するものです。

次に、6条を御覧ください。第1項は基金の規定について、第2条の説明で申し上げましたとおり、基金について種類を分ける必要がなくなることから下線部分「積立」を削っております。また、文末ただし書以降で第4条第3項の創設により規定した一括運用に関して、一括運用により生ずる収益にあつては、次項に定めるものを除き、その全額を財政調整基金に編入することができることとしております。

第2項は、第1項の規定にかかわらず、こども子育て応援基金から生ずる収益は各年度において当該基金の設置の目的に定める経費に充当できることとしております。

第1項については、基金を一括運用することにより生じた収益について、こども子育て応援基金から生ずる収益を除き、全て財政調整基金に編入することを可能にするものです。

第2項は、ほかの基金の運用益は歳入歳出予算に計上して当該基金に編入する、つまり基金に一度は積み立てる必要がありますが、こども子育て応援基金から生ずる収益については、基金に積み立てずに当該年度の事業の経費に直接充当することを可能とする規定となっております。

次に、第7条を御覧ください。こちらは、基金について種類を分ける必要がなくなることから下線部分のとおり「積立」を削るものと、第2条第2項を削ることにより第2条が第1項のみとなるため、第2条第1項から下線部分「第1項」を削る改正となっております。

次に、また次のページを御覧ください。

附則になります。この条例は令和8年4月1日から施行します。また、経過措置として、表の左欄に掲げる廃止する基金に属する現金等は、条例の施行の日において表の右欄に掲げる基金に属する現金とみなすこととしております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 番、清水です。

2 ページの一番下にみなみ地区の植栽についての話があるところですがけれども、残高がゼロとなったといいますが、この活動が終わってはいけないという考え方からの質問です。例えば小学校前の大通りのハナミズキですとかは、割と大井町から紫水大橋を渡ってきてハナミズキの成長がちょっと悪いのではないとか、結構そういう声は実際に聞かれるのです。10年ぐらいたつけれどもというところからです。そういうところから、この地区の植栽について、今まで基金を使っていたけれども、今後は事業に加えられると、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

道路沿いにある樹木等は町内一律で委託事業で行っていますので、その中に組み込んで管理していきます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

確認しましたけれども、特に予算が増えているわけではないようなのですが、次年度から、これは実際、この地区というところで考えられているのかどうか。町の中で一律でというのが前提に金額としてあって、その中でやりくりしていくということでしょうか。ちょっと不十分になってしまうのではというところの懸念から質問させていただきます。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

以前もこの中で、委託の中で事業は実施してはいますが、ただ、歳入としては基金があったので、一部、それを活用していたと。委託費で賄っていたところは変わらないといったことで御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

9 番、佐々木昇です。

どこかで説明があったのかもしれませんけれども、こども子育て応援基金につい

てお伺いしたいのですけれども、まず、こちらの原資といいますか基になる基金というのは、先ほど町長の議案等にありました250万とかはありますけど、まず、この辺をどのように扱って。私のちょっと勘違いというのが、果実運用型の基金というのですか、これ、原資というものはどういう形なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちらの、まず、こども子育て応援基金をお認めいただいたらというところの前提になりはするのですけれども、一応、こちらにつきましては、今回の本議会に上程しております令和8年度当初予算の案の中のところには組み込ませていただいております。そのところで、予算額としては一応1,000万円という形で計上させていただきます。そちらにつきましては、特定の何かしらの財源みたいなものがあるというわけではなくて、町の予算を組み込んでいく、全体の中のところで、まず、その額については確保しているという形になってございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。1,000万円を運用した中で、運用益になった部分を活用していくというところだと思うのですけれども、使い方ですね。ある程度の金額になったら何かに使うのか、それとも、事前とかにならないですよ。現状で何か目的、利用目的というか事業があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、こちらの新たに創設されるこども子育て応援基金の活用という部分で答弁、お答えをさせていただければと思います。

こちらは、現時点で我々が考えておりますのが町独自の子育て世帯支援事業。こども子育て支援事業については、ほとんどの事業が国庫ですとか県費が充当されるものが多い中、町独自、町単独で行う、そういった事業に充当していくことを今は想定しているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

すみません。なかなか難しい。利用目的というのは分かったのですが、それで

は、この1,000万円を運用したときに利益というか運用益ですか、その辺をどのように見越しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちら、現時点でというところで想定しているという話にはなってしまうのですが、一応、まずスタート時点というところでいいますと、先ほど申し上げましたとおり、ちょっと令和8年度当初予算の案のところに触れてしまうところではあるのですが、1,000万円というところは、まず置いているところです。

実際に基金を運用した場合の収益について、どのように要は予算的に反映させていくかというところかと思うのですが、そちらにつきましては、現時点では、担当課の中としては案として考えているところはあるのですが、まだ正式に決まっているところがないというところが正直なところです。

ただ、基本的には、運用益が生じたものにつきまして、どこかのタイミングで補正予算等の中のところで、例えば、財政調整基金につきましても、またこれも別の議案の話になってしまうのですが、令和7年度につきましても補正予算で債権の運用益というところについては補正をさせていただいております。それと同様な形で、こども子育て応援基金の運用益のところについて、額が見えてきた段階のところで補正予算という形のところでお諮りしてという形を考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からも補足させていただければと思います。

議員が御質問されたのは、実際、運用のところも一部含まれているのかなと解釈しました。基本的には、例えば、当初1,000万円で認めていただいて、1,000万円で何かどこかの国債を買うか、ほかの基金と合わせて、償還が来たやつと合わせて1億の中にも含めるのか、1億1,000万にするのか、そこはさておきまして、そうすると年間に利払いが発生しますので、そこら辺の利払いを称して運用益と称しております。要は、何か株とか債権とかを売ったり買ったりとか、そういうことは一切想定していませんし、規則上も禁止されていると思うのですが、そのような運用の中で得られる利払いを想定しております。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

どうぞ、9番、佐々木議員。

○ 9 番（佐々木 昇）

9 番、佐々木昇です。

1 点、確認させていただきたいのですけれども、公共施設整備基金、ここの 2 つ、目的を変えられましたけれども、町債の償還に充てるというのは私も理解したのですけれども、償還に充てるための何か条件みたいなものはあるのでしょうか。ある程度の金額になったらとか、何かそういう条件みたいなものはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問、条件等があるのかというところなのですけれども、現時点では、そういった形の条件、少なくとも公共施設等整備基金であるならば、公共施設の整備にかかった分のところの償還費に充てるというところは大前提としてはあるのですけれども、例えば、それが幾ら以上だったらそれを使おうとか、そういった形では考えてはおりません。今回の条例改正においては、あくまでも基金の使い方として、そういった形もできるという形に改正をさせていただきたいと考えております。

これから大型の事業が進んでいく中のところで、公債費についても増えていくということを当然予想しております。そういった段階のところ将来的に予算を組んでいく中のところで、公債費がある程度大きくなってしまった中のところで、ほかの町民サービスの影響などに大きな影響が出ないようにするためにどうするかという部分のところでの 1 つの選択肢としては、公共施設の改修に係る公債費が大きいのであれば、そのところについて基金を取り崩して使うということも考えられるのかなというところで、そういったところまで想定した中のところで今回の改正を考えているというところです。

以上です。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○ 9 番（佐々木 昇）

分かりました。今後の話ということなのですけれども、今後も債権、1 つの債権をもう一括で払うような状態にするのか、そういうところも小刻みにとか、その辺の取崩しの仕方ですけれども、ちょっと私、何か全然違うことを聞いていますかね。課長、首をかしげていますが。基金をどのような形で取り崩して使っていくのかです、債権の償還に対して。債権、結構大きな金額ではないですか。そういったところをどのような形で取り崩して使っていこうとしているのか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ちょっと話が若干と思ったので、1つ確認させていただきたいのですが、1つ、債権の運用を行っていききたいというところにつきましては、今回の条例改正で基金全体、例えば、財政調整基金でいえば10億円程度ありますとか、公共施設等整備基金でいえば6億円近くありますみたいなところを、それを単純に、ただ現金として預金として持っているというだけだと結局利子等も発生しないというところがありますので、近年では債権を買って。

例えば、国債ですとか、要は、そういったものを買っているという中のところで債権の運用ということを行っていて、それに対しては、こちらの的には、例えば5年の国債を買っているみたいな話でいえば、その国債の利回りが1%だという話であれば、1億円の国債であれば毎年100万円ずつ入ってくると。そういった形のことを考えていると。

そういった中のところで、こども子育て応援基金というところは、スタート時点では1,000万円というところですが、1%であったりその額を増やしていくという中のところで、債権の運用益というところを事業に充てるというところをやっていききたいと考えております。というのが1つです。

公共施設等整備基金とかについて償還の財源に充てるという話のところについては、逆に町が借りている借金の返済という部分のところに対して、要は、毎年公債費は元金、利子ともに発生していますけれども、その財源の一部として、例えば、さっき言った公共施設等整備基金が約6億円ぐらいあるというところに対して、その中のうちのところ、例えば1,000万円を取り崩して、施設の改修の公債費になっているので、そういった形で使おうかというところを考えていくという。その両方のことを考えているという形の回答でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

システムは私も理解して。今の話、債権があるではないですか、1つの債権が。その中で、やはり1,000万円たまったら、では、1,000万円のところを払おうとか、そういう使い方ということでよろしいということですよ。基金の取崩し。整備基金、施設の。こども子育てのほうは理解しています。整備基金のほうも取崩し、どのような形で取り崩していくのか聞きたい。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

大変失礼いたしました。整備基金のところの話については、従前までの話でいえば、大規模な改修工事等があったときに、その財源として取り崩すという形で使いますというところが1つです。

それ以外に今回の改正によってというところでいうと、償還の財源としてもでき

るのでという話のところですので、そのところにつきましては、予算の編成の過程の中のところで、例えば公債費のうちの、要は、予算を組んでいくという中のところで財源が不足する場合にどうするかという話のところであれば、1つは例えば財政調整基金を取り崩すですとかという方法もありはしますけれども、そういったものの選択肢の1つとして、公共施設の整備改修に係っての公債費の部分のところについては、公共施設等整備基金なりをある程度取り崩すということを考えているというところですが、よろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

よろしいですか。いいです。4回目ですけど、流れで。

○9番（佐々木 昇）

ある程度取り崩すのは私も理解しているのですが、そこに金額設定とかがあるのかとか、そういうことを聞きたい。1億たまって1億分を払いますよとか、そういう町として考えている方向性があるのか確認したいのです。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

公共施設等整備基金が例えば何億円とか、ある程度の目標額を設定して、それがたまったときに使うという形は現時点では考えてはいないです。あくまでも、ためておいた中のところで、どうしても必要になってしまうなというところであったり、そういったタイミングで使うという形で考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

補足になるかちょっと分からないのですが、今回、公共施設整備基金の使い道というものに1個選択肢を増やしたと。それはなぜかと言われた場合には、幾つかの想定されるケースにおいて、ここを財源にしたほうがいいのではないかなと思われるのが想定されるからというのが、どのようにというところのお答えになるのかなと思います。それが、例えば、いろいろなケースがあると思うのですが、一般会計から償還に充てるよりは、こちらの残高に対して、こちらを財源にしたほうがいいのではないかというケースであったり、ここで例を挙げるのが適切かどうか分からないのですが、そのようなケースがケースとして想定されるので。

ここに選択肢がないと、結局、選択肢の幅が広まってしまう、財政の運営をしていく上、選択肢があったほうがトータルでいいという考え方の下、今回お諮りする全体像としては御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第16号 開成町基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第17 議案第17号 開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。行政評価と行政改革の一体的な運用を目的として、同委員会を総合計画審議会に統合するため、開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

それでは、ファイルナンバー13、議案第17号 開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例を制定することにつきまして御説明を申し上げます。

開成町行政改革推進委員会条例を廃止する経緯等について、御説明をいたします。

開成町の行政改革につきましては、昭和61年に開成町行政改革大綱を策定以来、これまで社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる自治体であるために不断の行政改革を進めてまいりました。その一方で、行政改革そのものの目的化や総合計画との二重管理による非効率性が顕在化するなどの課題も生じておりました。

そのため、令和5年度から行政改革推進委員会におきまして、総合計画及び総合戦略を一体的に策定し、両計画の効率的な運用を推進することとして検討を重ねると同時に、行政改革につきましても、その進め方を検討した結果、第六次開成町総合計画を従来の行政改革大綱が担っていた機能を包含する形で策定し、行政評価と行政改革を一体的に運用することとしたため条例の廃止に至ったものでございます。

なお、行政改革の取組の進行管理につきましては、組織を総合計画審議会に一元化いたしまして、総合計画の進行管理の中で行うことといたします。行政改革推進委員会の役割は総合計画審議会が担うものとなり、総合計画の進行管理の中から総

合計画、行政改革、それぞれの分野に応じた取組内容の進捗を取りまとめまして、審議会での外部評価を経て成果や効果についての検討を公表するなど進行管理を進めてまいりたいと考えてございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

開成町条例第 号。

開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例。

開成町行政改革推進委員会条例（平成23年開成町条例第20号）は廃止する。附則でございませう。この条例は公布の日から施行いたします。

あわせまして、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を別表のように改正をいたします。

別表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正し、41の項を削り同表の42の項を同表の41の項とし、同表の43の項から46の項までを1項ずつ繰り上げます。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

総合計画審議会と行政改革推進委員さんの仕事内容がそもそもかなり異なるのですけれども、「非効率」という言葉がございました。総合戦略を一体的にというところでも、非効率という判断をしたもう少し詳細を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えをいたします。

これまで総合計画に定めた各施策や事業、これを適切かつ計画的に実施されているか、これの点検評価を行政評価として総合計画側で行ってきたと。行革大綱につきましても、総合計画、また、それにひもづく個別の計画、個別計画ですね、これらの計画から行政改革に関する取組として抽出をして、それに対して評価・点検等を行ってきたということで、行政改革大綱においても行政評価と行政改革の役割分担ということで、ある程度二重になっているところは、それぞれの役割分担として整理をして。

それぞれの行政評価、総合計画側ですね、その評価と行政改革大綱側の評価を行ってきたということで役割分担としてやってきましたが、結局、総合計画側で策定のときに行政改革大綱を包含する形で策定してきましたので、これまでの状況より、さらに非効率性が増したということで。全て行政評価のほうで評価・点検をしていくということで、これまでより効率性が非効率になったということで、これを

廃止して効率性をアップさせるという動きになります。

すみません、長くて。以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

総合計画審議会の方々が13名いらっしゃって、各分野ごとに詳しく、総合計画がしっかりできているか、組立てから議論を重ねてくる方々です。それをしっかりできているかという評価・点検を包含する形で策定する側の方々ということで、今伺ったのですけれども、さらに評価・点検する内容を策定するというので。実際に総合計画どおりに、例えば、なっているかという評価する側というのですか、策定側と評価する側というのは、私は別々でないといけないのではないかと思っ、これは疑問を持ちながら今日は臨んでいるのですけれども。私の誤解があれば、御説明いただきたいのですけれども。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

お答えいたします。

確かに、おっしゃっているような側面もあるのかなと思いますけれども、逆に、行政評価の立場からすると、これまで外部評価が入っていなかった部分もございまして、これまで庁内で行政評価という形で総合計画そのものを評価・点検していたものに、今回、総合計画審議会の皆さん、外部の目に触れるという機能強化が図られますので、おっしゃっていることはある一方で外部の目が今後総合計画の評価・点検に入るということで、評価・点検に対する機能強化は高まるということで考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

総合計画審議会は13名で行政改革推進委員会は10名以下というところで、メンバーの方々を見ますと、やはり任期は1年なので、外部の目が必要ということであれば、より外部のというか。外部の方々、メンバーに入っているのですけど、より必要ということであれば、私は例えば自治会連合の方々ですとか、いろいろ職員ではない方の目が行政改革推進委員会の中に入っていると見ました。

また、何をされるかという、指定管理者制度ですとか窓口業務だとか庶務、事務の集約化ができているかどうかですとか、結構、総合計画審議会の方々の分野別になっているのとかかなり違う内容のことをされると思っ、総合計画審議会の方がそれぞれの専門分野として入っている、そして総合計画ができている。そのように、庁舎の中でいうと課ごとの話をされているところ、行政改革推進委員会の方

は、それを横断的に見て、全く別の視点で見て、自治体情報システム、クラウドがちゃんとしているか、管理計画がちゃんとしているかとか、そういうところを見ると思うのですけれども、重なってしまう、つくる側の方々と広い目で別の視点で見るということが可能なかどうかというのがちょっと疑問に思っているところです。

分かりますか。すみません。伝わればよいのですが。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

一回、整理をさせていただくと、行政評価、総合計画側でいうと、やることとやり方、これを一緒に総合計画審議会の中で考えていこうと。行革大綱の話でいうと、結局、先ほど申し上げたとおり、行政改革というところで取り組む項目を総合計画なり個別計画から抽出して、それをまとめたものにすぎないので、結局、総合計画の中に、もうあえて二重にそういうことをやらないで、全てを包含して、総合計画の評価・点検の中にそれを組み込みましょうということなので。

これまで行政改革、行革側が総合計画と同じような幅を持って、さらに同じボリュームのものをやっていたということでしたら、そういうことが起き得ると思うのですけれども、結局、そもそも総合計画の中に含まれていたものを行政改革というものにカテゴリーの中に分類して、それを評価・点検していたものなので、そこを大きいものの中に全部入れて、同じ評価・点検の中でそこは集中してやりましょうということ。集中してやるという個別のほうが集中できるという話になってしまうと思うので、今度は、やることとやり方、これを総合計画の中で全てさばいていくということでありまして。分かりましたでしょうか。すみません。

○議長（山本研一）

よろしいですか。ほかに質疑は。

どうしても。4回目になりますので、端的にお願いします。

○1番（清水友紀）

総合計画審議会の方々には13名いらっしゃいます。全10回、例えば今回、総合計画をつくる段階で全10回あって、ちょっと驚いたのですけれども、全員出席されたのが初回と3回目のみなのですね。必ず、必ずというか、ほかの7回は欠席者がいて、3名欠席というのも複数回ありました。行政改革推進委員会というのは条例で10名以下というところで、少数精鋭といいますか、しっかり別の目線をもって見ていくのだなと思ったところがあるのですけれども、人数ですとか体制ですとか、それが全く同じでよいのかどうか、審議会のほうと。そちらも疑問なのですけれども、御見解を伺います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

バランスの問題もあるとは思いますが、総合計画審議会側のバランスは、ほ

かと比較してというか、そのバランスはきちんと取れていると思うので、特に問題があるとは考えてございません。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はよろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第17号 開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛成多数）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成多数によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を15時25分とします。

午後3時13分

○議長（山本研一）

再開します。

午後3時25分

○議長（山本研一）

日程第18 議案第18号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高島大明）

それでは、議案第18号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。ファイル名14、議案第18号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第8号）の2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。2款地方譲与税、3項森林環境譲与税から21款町債、1項町債まで、補正額の計は9,468万4,000円の減額です。

続いて、資料は3ページを御覧ください。

歳出になります。2款総務費、1項総務管理費から、次のページに移りまして13款予備費、1項予備費まで、補正額の計は9,468万4,000円の減額です。歳入歳出ともに9,468万4,000円減額し、総額88億1,134万円の予算額とするものです。

次に、5ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費です。今回は6件の設定となります。

上から順番に、2款総務費、1項総務管理費、事業名、食料品価格高騰対応重点支援給付金関係費、金額、1億3,462万8,000円です。こちらは食料品価格高騰対応重点支援給付金の支給について、令和8年度にかけて事業を繰り越すものです。

次に、2款総務費、1項総務管理費、事業名、戸籍システム管理費、金額、184万8,000円です。こちらは戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修事業について、令和8年度にかけて繰り越すものです。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当支給関係費、金額、6,743万9,000円です。こちらは物価高対応子育て応援手当の支給について、令和8年度にかけて事業を繰り越すものです。

次に、4款衛生費、2項環境衛生費、事業名、ゼロカーボンシティ創成事業費、金額、793万2,000円です。こちらはゼロカーボンシティ創成事業について、一部を令和8年度にかけて繰り越すものです。

次に、7款土木費、4項都市計画費、事業名、産業集積促進事業費、金額、1,765万5,000円です。こちらは足柄産業ビレッジ構想事業業務委託について、一部を令和8年度にかけて繰り越すものです。

次に、7款土木費、4項都市計画費、事業名、建築物耐震改修促進事業費、金額、507万1,000円です。こちらは耐震改修促進計画改定業務について、令和8年度にかけて事業を繰り越すものです。

次に、6ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正です。今回は1件の追加と1件の変更、計2件となります。

最初に、1、追加です。事項、新可燃ごみ処理施設整備事業、期間、令和7年度から令和11年度まで、限度額、3億2,921万3,000円です。

次に、2、変更です。事項、グリーンリサイクルセンター事業用地整備事業、補正前は期間、令和7年度から令和30年度まで、限度額2億2,300万円、補正後は期間、令和7年度から令和17年度まで、限度額、1億6,987万4,000円です。

次に、7ページを御覧ください。

第4表、地方債補正です。今回は1件の廃止と1件の変更の計2件となります。

最初に、1、廃止です。起債の目的、防災公園整備事業債、補正前の限度額は300万円です。起債対象事業費の減により起債を取りやめるものです。

次に、2、変更です。起債の目的、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債、補正前、4億4,700万円、補正後、3億6,700万円です。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

関連して一番最後のページ、24ページを御覧ください。

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高、並びに当該年度末における現

在高の見込に関する調書です。表の中央、補正前の額で当該年度末の現在高見込額は、一番下、合計は72億6,254万6,000円です。次に、表の右側、補正後の額で当該年度末現在高見込額の一番下、合計は71億7,954万6,000円となります。

続いて、補正予算の詳細説明に移ります。歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

資料は戻りまして、11ページを御覧ください。

2、歳入です。

○産業振興課長（加藤康智）

ページ11ページになります。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、説明欄、森林環境譲与税、113万2,000円の増になります。これは、交付額確定に伴い増額するものとなります。

○財務課長（高島大明）

次に、10款地方交付税、項目節ともに同じく地方交付税、説明欄、普通交付税、1億4,066万5,000円の増です。こちらは、国の補正予算において地方交付税が増額されたことによる再算定の結果により増額するものです。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金、100万円の増額です。歳出側の自立支援給付関係費の増額に伴って、補助率2分の1の国庫負担金を増額するものです。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして、その下の説明欄、子どものための教育・保育給付費交付金、1,676万1,000円の減額でございます。こちらは、国による所要額調査の結果に基づき減額するものでございます。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節戸籍情報システム改修費補助金、説明欄、戸籍情報システム改修費補助金、253万円でございます。こちらは、現在進められている戸籍への振り仮名作業に関連するシステム改修に係る補助金となります。

補助対象となる改修としましては2件ございます。1つは、改正戸籍法の施行日から1年を経過した日までに振り仮名の届出が実施されなかった戸籍に対し、職権により氏名の振り仮名の記録を行うためのシステム機能改修、68万2,000円。もう1つは、戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修、184万8,000円でございます。こちらの詳細は歳出で御説明させていただきます。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続いて、その下、12節地方創生交付金になります。説明欄、物価高騰対応重点

支援地方創生臨時交付金、2,519万9,000円の減額でございます。歳出側で説明いたします定額減税補足給付金（不足額給付）関係費の減額に伴いまして、同額を歳入側で減額するものでございます。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして、3目民生費国庫補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金、60万5,000円の減額でございます。こちらは、歳出で計上しております家庭支援事業費の減額によるものでございます。

続きまして、その下の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金、131万5,000円の増額でございます。こちらは国の補正予算で新たにメニュー化されたもので、児童発達支援事業などの既存事業に充当可能であることから計上するもので、補助率は2分の1でございます。

続きまして、その下の就学前教育・保育施設整備交付金、2,659万7,000円の減額でございます。こちらは現在建設中の町内認可保育園の分園について、今年度の進捗率が80%の見込みとなったため20%分を減額するものでございます。

○環境課長（高橋清一）

続いて、その下、4目衛生費国庫補助金、説明欄、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）、3,549万7,000円の減額です。こちらは歳出側で御説明いたしますゼロカーボンシティ創成事業に係る補助金の執行残額を計上しておりますが、その財源として充当を見込んでいた国庫補助金を減額するものでございます。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、次のページ、1つ目、6目土木費国庫補助金、補正額、1,112万6,000円の減額補正です。こちらは、社会資本整備総合交付金の国庫補助金の内示減によるものです。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、説明欄、障害者自立支援給付費等負担金、50万円の増額です。歳出側の自立支援給付関係費の増額に伴って、補助率4分の1の県負担金を増額するものです。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして、その下の説明欄、子どものための教育・保育給付費交付金、709万円の減額でございます。こちらは、国による所要額調査の結果に基づき減額するものでございます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、2項県補助金、2目民生費県補助金、説明欄、重度障害者医療費補助金、50万円の減額です。歳出側の重度障害者医療費助成事業費の減額に伴って、補助率2分の1の県補助金を減額するものです。

説明欄、その下です。市町村障害者福祉事業推進補助金、18万6,000円の

増額です。歳出側の障害者支援相談体制充実事業費の増額に伴いまして、補助率2分の1の県補助金を増額するものでございます。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして、その下のひとり親家庭等医療費助成事業費補助金、150万円の減額でございます。こちらは、歳出側で計上しておりますひとり親家庭等医療費助成事業費の減額によるものでございます。

説明欄、その下の小児医療費助成事業費補助金、458万6,000円の減額でございます。こちらは、歳出側で計上しております子ども医療費助成事業費の減額によるものでございます。

続きまして、その下の子ども・子育て支援交付金、60万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、歳出側で計上しております家庭支援事業費の減額によるものでございます。

続きまして、その下、児童虐待防止対策総合支援事業費補助金、12万3,000円の増額でございます。こちらは、既に実施している児童発達支援事業が県補助対象であることが判明したことによる計上で、補助率は4分の1でございます。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、その下、地籍調査事業費補助金、補正額、555万6,000円の減額補正です。こちらは地籍調査事業の補助金内示減によるものです。

○財務課長（高島大明）

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、説明欄、基金運用収入、210万3,000円の増です。こちらは、基金の運用に係る収入について、令和7年度当初予算編成時の見込みよりも増となる見込みであることから増額するものです。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして、13ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、説明欄、子育て支援事業寄附金、24万6,000円の増額でございます。こちらは篤志家の方の寄附金で2件ございました。駅前子育て支援拠点運営事業費に充当させていただきます。

○産業振興課長（加藤康智）

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、4目農林水産業費寄附金、説明欄、あじさい維持管理事業寄附金、20万6,000円の増になります。アジサイの維持管理のために、あじさいまつり等で寄附をいただきました寄附金になります。

その下、5目商工費寄附金、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷維持管理事業寄附金、22万8,000円の増になります。あしがり郷瀬戸屋敷の維持管理のために寄附をいただきました寄附金になります。

○都市計画課長（柏木克紀）

続きまして、7目土木費寄附金、3節都市計画費寄附金、説明欄、ロンちゃん維持管理費寄附金、補正額、300万円。令和7年12月10日から3月9日までの

期間で行っております「ロマンスカーを後世に遺そうプロジェクト」、クラウドファンディングによって寄附をいただきました寄附金を受け入れるものでございます。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続きまして、9目教育費寄附金、説明欄、教育振興事業寄附金、補正額、4万9,000円の増。教育振興への活用を趣旨とする篤志家の方からの寄附金となります。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして、20款諸収入、4項雑入、1目雑入、2節総務費雑入、説明欄、デジタル基盤改革支援基金補助金、2,934万5,000円の減です。地方公共団体標準化システムへの移行の額が確定したことに伴う減となっております。

○財務課長（高島大明）

次に、21款町債、1項町債、5目土木債、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債、8,000万円の減額です。こちらは、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業に係る起債対象事業費の減により町債の発行を減額するものです。

続いて、6目消防債、説明欄、防災公園整備事業債、300万円の減額です。起債対象事業費の減により起債を取りやめるものです。

歳入の説明は以上となります。続いて、歳出の説明になります。

14ページを御覧ください。

3、歳出です。

○参事兼総務課長（山口哲也）

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、総務事務費、137万6,000円の減です。令和7年度から本格導入いたしました文書管理システムの効果もありまして、複合機の使用量を抑えることができたものによります。

○財務課長（高島大明）

続いて、5目財産管理費、説明欄、庁舎管理費、1,104万円の減額です。内訳としては、光熱水費は700万円の減額です。こちらは、庁舎のほか町民センターの電気料金についても含まれております。町民センターが令和5年11月から令和6年12月末まで改修工事のために閉館していたことから、令和7年度の光熱水費については町民センターの再開を想定して予算編成を行いました。空調の更新や照明のLED化によって想定以上に電気使用量が減ったことから減額するものです。

次に、設備等総合管理業務委託料、404万円の減額です。こちらは、役場庁舎の設備等の総合管理業務委託について入札差金により減額するものです。

次に、説明欄、公共施設整備基金積立金、5,000万円の増額です。こちらは、今後の公共施設の老朽化対策などのため積み立てるものです。

○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、その下、地籍調査業務委託料、755万円の減額補正です。こちらは、国庫補助の内示減に伴う補正になります。

○参事兼企画政策課長（岩本浩二）

続いて、6目企画費、説明欄、町制施行70周年記念事業費、100万円の減額になります。1年間にわたり活動を展開した町制施行70周年記念事業費のうち、決算見込みに対して残金が見込まれる実行委員会補助金100万円を減額するものです。

○参事兼総務課長（山口哲也）

続きまして、8目電算管理費、説明欄、町村情報システム共同事業組合関係費のうち、負担金1,998万円の減です。令和7年度の地方公共団体標準化システムの導入経費が確定したため減額するものです。

続きまして、自治体DX推進事業費、通信運搬費、937万円の減です。導入からの実際の使用料を鑑み減額するもので、いずれも10分の10の補助率で歳入でも御説明しました補助金が充当されております。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

続きまして、その下、戸籍システム管理費、法改正対応に伴う戸籍附票システム改修業務委託料、184万8,000円でございます。こちらは歳入でも説明させていただきましたが、戸籍への振り仮名作業に関連するシステム改修になります。戸籍の附票の記載事項に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための戸籍附票システムの機能改修でございます。国の令和7年度補正予算に伴い本町においても令和7年度予算で補正し、次年度に繰り越して対応させていただくものでございます。

続きまして、その下、標準化・共通化に係る改修業務委託料、151万8,000円の減額でございます。こちらは、国が進める標準準拠システムへの移行に向けて本町の戸籍情報システムにおいても順次作業を進めているところでございますが、附票システムの一部において標準準拠システム移行後に実装されることになったため、この経過措置の対応をする部分について減額するものでございます。なお、この減額分については改めて次年度に予算計上させていただくものとしております。

○こども課長（奥津亮一）

続きまして、13目諸費、説明欄、過年度分精算金、66万5,000円でございます。こちらは、過年度分の母子保健事業費等国庫補助金の額が確定したことにより、受入済額と確定額の差額を返還するものでございます。

○税務窓口課長（遠藤直紀）

ページは15ページ上段になります。

2項徴税費、1目税務総務費、説明欄、固定資産評価事務費、固定資産土地評価業務委託料、182万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、固定資産土地評価に係る業務委託に伴う入札による落札差金等により減額するものでございます。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、介護保険事業特別会計繰出金、338万3,000円の減額です。介護保険事業に係る給付費等の見通しが一定程度確定したことから、特別会計への繰出金を減額するも

のです。

その下です。5目障害者福祉費、説明欄、自立支援給付関係費、200万円の増額です。身体的障がいのある方に対する補装具の購入、修理費を助成する事業におきまして、助成見込みが当初予算を上回る見込みであるので不足分を増額するものでございます。

説明欄、その下、地域生活支援事業費、日常生活用具補助、100万円の減額は、ストーマ用装具等の助成見込みが当初見込みを下回る見込みであること、また、説明欄その下、重度障害者医療費助成事業費、扶助費、100万円の減額は、重度の障がいがある方への医療費助成において、助成見込みが当初見込みを下回る見込みであることから、それぞれ余剰分を見込み減額をするものでございます。

説明欄その下です。障がい者支援・相談体制充実事業費、相談支援事業負担金、37万円の増額です。障がいのある方や御家庭の支援をするため、各種相談や総合的な支援事業を足柄上郡1市5町の広域で専門の事業所に委託しています。この相談機能に県補助金を活用し就労相談の機能強化を図ることから、負担金を増額するものです。失礼しました。ただいまの相談支援事業負担金につきましては、37万3,000円の増額でございます。

続きまして、その下です。12目価格高騰重点支援給付金給付関係費、説明欄、定額減税補足給付金（不足額給付）関係費、2,519万9,000円の減額です。この事業は国の経済対策として全額国費で行った事業で、令和6年度に行った定額減税し切れなかった方への調整給付に対し、さらに不足が生じた方等への給付を行ったものでございます。所要の経費について補正予算をお認めいただき、事業を執行した結果、余剰金が発生する見込みですので、当該余剰分を減額するものです。

補正予算措置といたしましては、プッシュ型で給付を行う方が約1,600人、そのほか令和7年1月以降の転入者や事業専従者など御本人の申請と、その後の確認を要する方を800人と想定し、予算措置いたしました。特に申請が必要な方の申請率が低かったことや予算措置として可能性が少しでもある方全員に給付する場合を想定したことから、このような余剰金が発生し、説明欄最下段の定額減税補足給付金2,493万円のほか事務経費を減額するものです。

次のページをお開きください。

#### ○こども課長（奥津亮一）

ページは16ページになります。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、説明欄、こども医療費助成事業費、1,557万2,000円の減額でございます。こちらは、今年度の実績から見込まれる執行残額を減額補正するものでございます。

その下の説明欄、民間保育所等運営支援事業費、2,992万1,000円の減額でございます。こちらは、歳入でも御説明いたしました現在建設中の町内認可保育園の分園について、今年度の進捗率が80%の見込みとなったため、施設整備補助金の20%分を減額するものでございます。なお、分園の開設は本年6月を予定

しております。

続きまして、2目母子福祉費、説明欄、ひとり親家庭等医療費助成事業費、300万円の減額でございます。こちらは、今年度の実績から見込まれる執行残額を減額補正するものでございます。

説明欄その下の家庭支援事業費、322万円の減額でございます。こちらは今年度9月から事業を開始している産後ヘルパー派遣事業が対象で、印刷製本費、22万円の減額は、当初作成予定だったクーポンを自前で作成したことによるものでございます。また、産後ヘルパー派遣事業委託料、300万円の減額は、事業が9月開始となったことで、当初の利用見込みとこれまでの実績から執行残額を減額するものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、説明欄、母子健康診査事業費、150万円の減額でございます。こちらは、今年度の実績から見込まれる執行残額を減額補正するものでございます。

#### ○環境課長（高橋清一）

続いて、その下、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生費、説明欄、ゼロカーボンシティ創成事業費、4,650万2,000円の減額です。こちらは、次のページにまたがり記載がございますゼロカーボンに係る3つの補助金について、それぞれ執行残が見込まれるため、ここで減額をさせていただくものでございます。

#### ○産業振興課長（加藤康智）

続いて、17ページになります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、説明欄、森林環境譲与税積立金、154万5,000円の増額になります。森林環境譲与税、歳入見込みの571万6,000円から、今年度、各小学校の椅子、机等を更新し、差し引きしました154万5,000円を森林環境譲与税基金に積立てをするものになります。

その下、説明欄、町の花あじさい維持管理事業費、積立金、20万6,000円の増額でございます。歳入で収入しました寄附金を開成の夢を育てるあじさい基金に積立てをするものになります。

その下、6款商工費、1項商工費、3目観光費、説明欄、あしがり郷瀬戸屋敷運営事業費、積立金、27万6,000円の増額でございます。歳入で収入しました寄附金をあしがり郷瀬戸屋敷基金に積立てを行うものです。

#### ○都市整備課長（井上 昇）

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、675万円は国庫補助金の内示減による財源更正になります。

その下、道路新設改良費、390万円の減額補正です。こちらは、執行残額に伴う減額補正になります。

その下、3目橋りょう整備費、165万2,000円は、国庫補助金内示率減に伴う財源更正となっております。

次のページになります。

1目河川維持費、河川改修工事費、920万2,000円は、榎本水路整備工事の内容変更に伴う減額補正になります。

以上です。

○都市計画課長（柏木克紀）

続きまして、7款土木費、4項都市計画費、3目公園費、24節積立金、説明欄、公園維持管理事業費、積立金、先ほど歳入で御説明をさせていただきましたクラウドファンディングで御寄附をいただきました金額を積み立てるものでございます。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

続きまして、8款1項消防費、1目常備消防費、説明欄、常備消防事務委託料、736万4,000円でございます。こちらの主な要因としましては、去年の人事院勧告に伴う消防職員人件費や退職手当の増額により補正するものでございます。

続きまして、その下、5目災害対策費、説明欄、災害対策推進事業費、274万8,000円の減額でございます。松ノ木河原多目的広場防災公園整備工事内容の一部見直し、及び入札差金により減額するものでございます。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

続きまして、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金、説明欄、教育振興基金積立金、4万9,000円の増。歳入で御説明しました寄附金を基金に積み立てるものです。積立て後の年度末現在高見込みは136万2,000円となります。

同じく説明欄、学校校舎等整備基金積立金、3,000万円の増。町立学校、町立幼稚園の校舎、園舎、その他の学校用建物の建設改修、その他の整備事業等の財源とするため基金に積み立てるものです。積立て後の年度末現在高見込みは1億788万6,000円となります。

次ページ、19ページに移ります。

3項開成南小学校費、1目学校管理費、説明欄、光熱水費、100万円の減。開成南小学校の光熱水費に余剰が生じる見込みであるため、減額を行うものです。

備品購入費、8万円の増。構内用PHS購入費です。次年度は特別支援級が1クラス増えて6クラスとなります。現在、緊急時の対応に備え各クラスに1台ずつPHSを配備しておりますが、クラス増に伴い1台の不足が生じるため追加購入し新学期に備えます。

4項中学校費、1目学校管理費、説明欄、光熱水費、300万円の減。文命中学校の光熱水費に余剰が生じる見込みであるため減額を行うものです。

○生涯学習課長（田代孝和）

続いて、その下、6項社会教育費、1目社会教育総務費です。7節報償費、説明欄でいくと下のほうが先になります。放課後子ども教室推進事業費、116万9,000円の減。こちらは、開成小学校及び開成南小学校の校地を利用し実施している放課後子ども教室について、当初見込んでいたよりも実施回数が少なくなったことなどによる報償費の減額となります。

続いて、18節負担金、補助及び交付金、先ほどの飛ばしたほう、説明欄1つ目のほうになります、青少年健全育成推進事業費、115万4,000円の減。今年度実施しました北海道幕別町との青少年交流事業について、航空機に係る燃油サーチャージ料高騰に備えて計上していた予算、こういったものが不要になったため減額するものでございます。

以上です。

○財務課長（高島大明）

次に、11款諸支出金、2項基金費、1目財政調整基金費、説明欄、財政調整基金積立金、210万3,000円の増です。基金の運用収入の増に伴い、財政調整基金の積立額を増額するものです。

続いて、2目減債基金費、説明欄、減債基金積立金、1,525万9,000円の増額です。こちらは、歳入側で説明いたしました普通交付税の再算定による増額について、この増額の中に令和8年度及び令和9年度の普通交付税算定で見込まれる臨時財政対策債の経費も含まれているため、この分を減債基金に積み立てるための増額です。この積み立てた額については、令和8年度及び令和9年度に取り崩すことを考えております。

続いて、次のページに移りまして、13款予備費です。今回の補正による歳入歳出の差額について、予備費を332万2,000円減額することにより調整いたします。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

ゼロカーボンのところなのですけれども、これは16ページです。4,650万2,000円の減というところなのですけれども、一般会計も1,100万円で国庫補助も3,500万円も減ってしまっているというところで、まず、こちらは繰り返しのなってしまいますけれども、これだけ国庫補助を減らしたことによる影響ですとか、そのようなことはないのでしょうかという懸念がまず生じたので、お聞かせください。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。

こちらの補助金については御説明したとおり執行残の見込みということでございますので、今、現時点でいろいろな補助金に対しての御相談等を受けておりますけれども、それに係るところでお断りするとか、そういうことは一切ございません。

もともと予算自体が大きかったと言われると、そのとおりと言わざるを得ないのですが、ゼロカーボンシティの補助金自体の計画というものの自体がそもそもかなり志が大きかったというところがありまして、それに沿った形の中で補助金の獲得、また町の予算化等もしてございました。

執行に係りましては、こちらのパートナー企業さんという形の中で、民間企業の協力も得ながら執行率については上げてきているというところはございますが、いかんせん、やはり執行残が見込まれるという中では、ここで減額をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

その上で8年度予算は、また1億以上を上げているわけですね。なので、今回の減額を受けての何かてこ入れのようなことを内部でされているのかどうか、アプローチの仕方を結果を受けて変えるのかどうかというところも伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。

令和8年度予算のことにも若干係ってしまうのですが、執行率については常に国と、国の補助金はある程度大きな充当をさせていただいておりますので、よくよく御相談をしております。この中で1つ、令和8年度に懸念することが1つございます。それは何かといいますと、今現在、国の予算の関係も審議がようやく始まってきて、かなり財源が厳しいというのは多分、議員の皆様、耳にしているかなと思います。

その中でいうと、開成町の補助金、過去、令和4年度からずっと執行してきておりますけれども、なかなか執行率が頑張っても上がってこなかったという部分がございます。その中でいうと、来年度については一部、今までは予算どおりの、町予算どおりでの内示額を頂いてございましたけれども、なかなか来年度については厳しい部分があるのではないかと国の方の御意見もございました。その中でいうと、今、現状については、ある程度計画に沿った形で町予算も計上してございますけれども、そこは国の補助金の中でいうと、なかなか全部、財源が国の関係でどうなのかなという部分がございます。

そういった中でいうと、今回、繰越しと、700万という形のものでございますけれども、それについて、ある程度、現時点、パートナー企業さんやいろいろな情報を集めた中で、そこは見込まれるよという中で、そういった財源も確保しつつ、来年度についても、より多くの方に補助金を活用していただくような形の中で対応

していくという形の中で、特に来年度は締めくくりというものがございますので、そういった対応を図っていくというところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

土木費の都市整備、17ページの土木費で、かなり国の、内示とおっしゃいましたかね、専門用語だと思うのですが、それを使わずに一般財源で行ったというところですが、大分減額が多いところです。あと、別のところの財務のところでも、やはり都市整備御担当の、何でしたかね、ちょっと名前が、次に質問したいと思いますけれども、そちらの、これだけの一般財源でやることにしたというのは、何か町道改良事業費において、これが進まなかったですとか翌年に繰り越したとか、そのようなものが多かったのかなという結果なのだと思いますけれども、御説明いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

国の補助金は、こちらが要望したとおりに来るといったことはございませんで、やはり国の予算の中で割当てが決められて配付されるといった形になってございますので、特に道路の舗装工事、こちらの国から来るのが、町がこれぐらいかかると要望した額の20%程度が今、国から示されている数字といった形になってございますので、その分だけで工事をやるとほとんど進まないといった形になってしまいますので、ある程度は一般財源を使わせていただいて事業は行っているというところになります。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

国の優先順位的なところが当てはまらなかったというところですが、ということでも理解、首をかしげられていますけれども、見込みの額で一般財源で実施されたというところで理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

そうですね。財源更正ということで、一般財源を充当させていただいたという形

になってございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 2 ページの児童福祉費負担金、これは民生費県負担金のところの減額が児童福祉費負担金、7 0 9 万円の減となっています。これは、子どものための教育・保育給付費交付金がこれだけ減になって、結構大きな額だと思っていたのですけれども、これが調査の結果、このような減になったということで、実際どのような調査を行って、何に必要だと思っただけで、ここを見込んでの減だったのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、1 2 ページの子どものための教育・保育給付費交付金、7 0 9 万円の減額、こちらでよろしいでしょうか。

○1 番（清水友紀）

はい。

○こども課長（奥津亮一）

こちらは、先ほど私のほうでも説明させていただいた国の所要額調査というのがあった、その結果に基づきというお話をさせていただきましたが、そちらの調査の内容というのが、歳出側でどれほど見込まれるかというところを、まず調査をされました。それに伴って一定の補助率で補助額がほぼ確定しますので、あと、国からは、そこで出た数字以上の交付はないというところもありましたもので、その所要額、出のほうの見込みから算出された歳入額に合わせた減額という形になってございます。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

○1 番（清水友紀）

はい。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

1 5 ページの民生費、5、障害者福祉費です。こちらの障害者福祉費の説明の一番下の相談支援事業負担金というのが、これは始まったばかりだとは思いますが、この負担金というのは、いつからいつまでの負担金なのか、まずお伺いします。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

この事業につきましては先ほど御説明したとおり1市5町でやっております、南足柄市が取りまとめてございます。機能の充実という部分では、この夏から、こういった取組をしたいという話がありまして、1市5町の中で合意を得て進めてまいりました。負担金そのものは、これから年度末にかけて請求がなされますので、事業としては始まっております負担金の支払いは年度末になるということでお答えさせていただければと思います。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

負担金の割合、どのように負担金が算定されているのか、まず、そちらをお伺いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

御質問にお答えいたします。

ここで比率を見直すということがあったので、正確な比率が、すみません、ちょっと記憶にないのですが、基本的には人口割と実績割という形で負担金は算出されてございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、今後も、これは今年度のことですがけれども、人口割と実績割でやってみてというところなのでしょうか。それとも、今後も継続的に行われることなのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

ごめんなさい。先ほどの比率なのですが、すみません、確認できまして、人口割50%、実績割50%の比率でございます。

事業をやってみてということですがけれども、これは相談体制をつくるという事業ですので、既に先ほど申し上げたように相談体制を人の雇用等を通じてつくっているということでございます。実際、相談者をお待ちして相談を受けるパターンと、それから御相談があったときに出向いて、出張して相談をするというパターンもご

ございます。この事業を始めて、本町の方は直近では2件、出張相談をされたという実績も伺っております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。

ファイルのページで13ページ、17款寄附金、1項寄附金のロンちゃんの維持管理費寄附金、300万円というところを伺わせてください。先ほど御説明の中で、今行っているクラウドファンディングの金額ですよということでお話しいただいたかと思いますが、今はあまり人気がないのか228万円しか寄附がされておられません。これで300万円を残りの6日で計上するというのは、ちょっと私個人的に無理があるのではないかなというところで、最終的に決算のところ調整するという見方も当然あるかと思うのですけれども、ここの部分の今の現状と300万円というところをどうお考えか、お話しいただければと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

クラウドファンディングにつきましては、財務課で今、募集等々事務をやっておりますので、私から御説明させていただきます。

まず、こちらのロンちゃんの寄附金なのですけれども、今、寺野議員がおっしゃったのはホームページでポータルサイト上のことだと思うのですけれども、一応、ポータルサイトを経ないで町に直接寄附していただいているという方も、それほど、何件かございます。そういった形で、本日の時点での実績としましては244万2,000円という形で、若干は、もう少しあるというところでは。

こちらの予算の置き方というところは中でもいろいろ検討しまして、そもそも目標は400万円であるというところもありますし、補正予算書を編成する段階におきましては、もう少し歳入が少なかったというところもある中で、これをどの額で置こうかというところは議論したのですけれども、取りあえず予算の置き方としましては、これで。実際のところは寄附のあった額について積立てをするというところですので、ある程度不足が生じない程度の額で置こうではないかというところで、300万円という額を置かせていただきましたというところが1点です。

あと、まだ期間は残っておりますし、この後、週末には「ロンちゃん還暦まつり」がありまして、そのところでも周知、一番最後のラストスパートみたいな形で声かけもしたいと考えているところではありますというところでは。

あと、もし、こちらについて、すばらしいことにオーバーするというようなこと

があるようでしたら、その場合は、予算的には予備費計上みたいな形で集まった額についてはきちんと対応していきます。ですので、今の時点での、あくまでも足りなくなる程度での見込みというところで300万円というところは置いておりますという回答になります。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。ポータルサイト以外での寄附がというところは、私、すみません、認識がなかったものなので、そこは大変失礼いたしました。あと残り6日ですので、議員の方も行政の皆様も各SNSでシェアをして、何とか300行けるように頑張りましょう。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

6ページの債務負担行為の1、新可燃ごみ処理施設整備事業ですけれども、これは令和7年度から令和11年度までで3年間で、公表されているものと建設から設計までが含まれています。この数字、年度ごとに、もう何をするかというのが決まってることだと思うのですけれども、例えば算定基準のようなどころ、年度にこれをするからこうというのが分かる範囲でお示しいただけたらと思います。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。

こちらの債務負担行為については、さきに上衛生の組合におきまして新可燃ごみの整備事業、運営事業も含めた中での入札等が行われた結果に基づく建設事業に係る債務負担行為でございます。こちらの債務負担行為については、今年度3月末の上衛生の組合の議会に契約に係る議会上程、上衛生の議会で議会上程されて本契約になるかなど、そういう予定で進んでおります。ですので、それに係る構成の市・町におきまして、開成町と同様に建設費に係る債務負担行為が係っているというところでございます。

そして、建設の4年に係る分に関しては、来年度、令和8年度については設計業務、諸手続、いわゆる関係官庁等の手続等があった中でそういったものが進んで、残りの3年間、9、10、11、この3年間において建設事業、そして試運転という形の中でのものを見込んでいくというところでございます。

各年度の支出等については、ある程度、来年度、令和8年度については設計のみ

でございますので、負担金としては大きくないのかなと思いますけれども、それ以降の3年間については出来高という形の中で工事の進捗等に合わせ、ある程度、上衛生の中では見込んでいる額がございますけれども、それに合わせた形の中で負担金が各市・町に来るという形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

当初予算から3億以上増えているということですがけれども、整備に係る割合は均等割、人口割とあるかと思えます。建設に係る割合も、またそのように決まってくるものなのではないでしょうか。もし割合が決まっていたら、お示してください。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

お答えします。

こちらについても、各市・町の会議におきまして整備費の負担率というのを決定してございます。申し訳ございません。後ほど負担割の関係については確認して、正確な数字をお伝えしたいと思います。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

債務負担行為がかなり大きな額であって、開成町にとっては必ず、これは西部清掃組合の処理施設のことも関わってくるので、あと、この辺りはしっかりと、今後こういう金額の内訳ですとかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

失礼しました。こちらの負担金の割合については、均等割が12%、そして人口割が88%という形となっております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

今のは整備費の話だと思うのですがけれども、建設のほうも同様ということでしょうか。

○議長（山本研一）

環境課長。

○環境課長（高橋清一）

そのとおりでございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

あと、全体的に、まず繰越明許費が結構あるなという印象を抱いたのと、全体を通して、かなり国庫支出金、交付金も駆け込みのように年度末に近づいた段階で減額というのがかなり多いという今回の補正予算の印象なのですが、もともとの立て方をすごく多めに立てているのか、それとも法人税の減収があったので次年度に持ち越してというところで、これが出てきているのか、その辺り。全体を通して三角で示された数字というのがかなり多いなと思うのですが、この辺り、財務課のほうで御見解を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回の補正予算に当たりましては、例年、決算議会であつたり決算監査という部分のところで、要は、決算において不用額というものが大きいという御指摘をいただいている中のところで、そういった中で、3月の時点で不用額がもうあらかじめ分かるものについては、きちんと減額をしようという形で財務課から指示を出しておりますので、例年よりも。例年であれば、このぐらいの額であつたら減額しないであろうようなものまで減額しているというものがあつたというものが、まず1つあります。

あと、歳入につきまして国の補助金等についてはですが、こちらは町の財政状況とかに関係なく、あくまでも予算編成をする段階においては、例えば医療費の助成みたいな話のところでは、実際のところ、では医療費助成で幾らぐらいお金がかかるか分からないという中のところで、どの程度を見込むかというところの話になってきます。

そういう中のところで、実際の実績が2月というタイミングのところ、実際の実績は1月の終わりぐらいになりますけれども、そういった段階で、1月ぐらいになってきた段階、残り2か月程度というところの中でいうと、ある程度当初予算で見込んでいたところに対しての実績が見えてくるという中のところで、例えば歳入という部分のところであれば、実績として出が減るのであれば、それに対応した分というところでの歳入というところも減ってきているというところが積み重なっているものかなと分析しております。

あと、繰越明許費についての増という部分のところにつきましては、この辺りはやはり、どちらかという国の動きみたいな中のところで、開成町単独ではなかなか厳しいものについて、国のほうが、もう令和7年度で補正してでも繰越してでも

始めなさいと、そうしないと間に合わないというものが多数あるという中のところで今回の件数になってきているというところですので、この辺りについて特に問題があるものではないと財務課では考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

といいましても、指摘として不用額が多いという指摘が入ったということですが、そのためには、では、分かる段階でこれを上げておこう、補正予算として上げておこうというところで、今たくさん出てきたというところでは。

また、予算立てそのものの仕方についての御指摘というのは、不用額が多く出るというところであったのでしょうか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

不用額という論点の中のところでいったら、特にそういった指摘はないです。ただ、我々としては、予算編成というところでいうと、最小の経費で最大の効果というところは常に頭に置いておりますので、そういった中のところで、見積りという部分のところであっても過剰にはならないようにというところは、予算編成の過程では我々も努力はしているつもりです。

ただ、例えば、先ほどと同じ事例になってしまいますけれども、医療費助成みたいな話でいえば、インフルエンザがはやった年であれば多くなってしまうし、そこまでではないというところであれば下がったりしてくる。保育園みたいなのところだと、0 歳児の利用が多かったら、それだけで跳ね上がってしまったりする。そういったもろもろのところがありますので、ある程度のずれが発生してしまうというところは仕方ないのかなとは考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9 番、佐々木議員。

○9 番（佐々木 昇）

9 番、佐々木昇です。

今、ちょっと関連で。今、課長から1 月頃にある程度の方向性が見えてというところでしたけれども、この辺、もう少し頑張って1 2 月とか、その辺で目安が出てこないのか。今回、減額補正がある中で、この中でも1 2 月ぐらいいもう大体分かったような事業というのがあるのか、その辺、お聞かせください。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高島大明）

すみません。今、この場でぱっと、全てのものが実は12月でできたのではなかろうかというところについては、私からぱっとお答えはできないのですが、ただ、今回の減額になっているもののお話でいうと、例えば光熱水費であったり医療費助成みたいなものところというのは、12月の補正予算でというところというところ、実際の予算の編成というところにつきましては10月の終わりぐらいに取りかからないといけないので、なかなか難しいのかなと思います。

県などでは12月ぐらいに大きい減額のものを行うというような話も小耳に挟んではいるのですが、開成町の規模のところというところ、それほど極端に。実際に、多分、県とかでいうと、かなり大規模な事業費のものとかについて減額、要は、例えば、すごく大きな整備のものについて、入札差金みたいなものがある程度発生したので減額するみたいなものがあるのかなというところはあるのですが、開成町で現在やっているものでいうと、本当に日々の毎月行っている町民サービスに関する部分のところ、実績に応じてというところなので、10月の終わりぐらに残りの5か月ぐらいを見込んだ形での減額というのは、実務的には難しいのかなと考えております。1月の終わりぐらいの段階のところというところがリミットのぎりぎりかなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。私も県のあたりのお話はちょっと小耳に挟んだところで、今、質問させてもらいました。12月ぐらいに減額補正ができれば、年度内に違う事業にお金を回せるというようなお話もちょっと聞いたので質問させていただきました。答弁は結構です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論もないようですので、議案第18号 令和7年度開成町一般会計補正予算（第8号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第19 議案第19号 令和7年度開成町介護保険事業特別会計補正予算

(第3号)についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長(中戸川進二)

それでは、議案第19号について御説明をさせていただきます。ファイル名につきましては、15、議案第19号 令和7年度開成町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)をお開きください。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入、3款国庫支出金から7款繰入金まで。

次の3ページ、歳出、2款保険給付費から7款予備費まで。

歳入歳出ともに1,948万3,000円を減額し、補正後の額を16億5,429万4,000円とするものです。

今回の補正要因につきましては、当初予算で見込んだ保険給付費に対し、今年度中の給付の見込みが立ったことにより、それぞれの給付の過不足を財源と合わせて調整するものでございます。

予算に関する説明書、7ページを御覧ください。

2、歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、説明欄、現年度分介護給付費負担金、169万7,000円の減額。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、説明欄、現年度分介護給付費交付金、730万6,000円の減額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、説明欄、現年度分介護給付費負担金、709万7,000円の減額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、説明欄、現年度分介護給付費繰入金、338万3,000円の減額。

これらの歳入につきましては、介護給付費全体の減額に伴いまして、国、県、町、支払基金からの財源をそれぞれ減額するものでございます。

次のページ、8ページを御覧ください。

3、歳出です。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、説明欄、居宅介護等サービス給付費、2,030万8,000円の増額です。訪問看護、通所介護などに関する給付になりますが、給付費の増により当初より約4.0%増を見込みます。

3目施設介護サービス費、説明欄、施設介護サービス給付費、7,428万3,000円の減額です。特別養護老人ホーム、老人保健施設などの入所に関する給付になりますが、給付費が当初の見込みより少なくなる見通しで約15.9%の減額を見込みます。

9目地域密着型介護サービス給付費、説明欄、地域密着型介護サービス給付費、2,658万2,000円の増額です。認知症通所介護、認知症対応型共同生活介護などに関する給付になりますが、給付費の増によりまして当初より8.6%増を

見込んでございます。

7款1項1目予備費でございます。歳入歳出の差分を予備費で調整するものです。簡単に、全体の傾向について御説明をいたします。

令和7年度当初予算編成時における介護認定者数は、高齢化の進行などによって約950人を見込んでございました。認定者数は、やや落ち着いた状況で推移してございます。一方で、今回の補正では、居宅型のサービス量が当初の見込みより増加したこと、また施設入所型のサービス利用が当初の見込みより減少したことにより補正を行うものでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

今、一定の説明をいただいたのですけれども、8ページ、最後のページのところで居宅介護サービス費が増加して、施設介護サービス費は想定よりもかなり、16%近く少なかったと。それから、地域密着型の介護サービスのほうは、またこちらも増額になっていると。ここは、金額の傾向は今御説明いただいたのですけれども、その理由ですね。その辺り、もう一重御説明いただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、居宅系のサービスの利用の増でございますが、介護度で分析いたしますと、要介護4、5の方が想定よりも増えているといった状況がございます。介護度が年齢を経るにつれまして重くなってきた方が増え始め、それで居宅介護の利用も増えているといった状況がまず1点と。

それから、施設利用に関しては、こちらも介護度が重度の方が主に減っているといった状況がちょっと顕著でございます。これは何かと分析いたしますと、残念ながらお亡くなりになられた方が想定よりも多かったということが原因ではないかと捉えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第19号 令和7年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第20 議案第20号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、議案第20号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。ファイルナンバー16、議案第20号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）をお開きください。

2ページ目を御覧ください。第1表、繰越明許費でございます。

2款事業費、1項土地区画整理事業費、事業名、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業費、6,281万6,000円の繰越しでございます。令和7年度、主な事業といたしまして取り組んでおります、移転に伴う家屋につきまして調査を行い、建物の再築費用等の算定を行っておりますが、しっかりと確認、また、それをまとめるに時間を要しております。また、移転を伴わない家屋に対しまして工事に伴う被害がないかを調査する家屋調査につきまして、調査対象者のスケジュール等を調整するなどの事象により年度内の事業が見込めない、年度内に完了が見込めないことから、次年度に繰越しをさせていただきます対応していくものでございます。

また、駅前通り線道路詳細設計等におきまして、警察協議等の進捗に合わせ詳細の修正を行う必要がありますことから、併せまして都市計画の詳細設計業務委託分につきまして繰越しをさせていただきますものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

令和7年度というのは、予定は換地作業というのがメインで計画されていたのですが、今のお話ですと家屋の調査というところで、これは換地するところが決まったの予定が立った上での調査ということでよろしいでしょうか。金額が大き

いので、何か難航しているのでしょうかと思ったのですが、そういうわけではなく、計画どおりのうちの過程であるというところでしょうか。お伺いします。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

換地の計画につきまして、換地の通知に関しましては予定どおり、スケジュールどおり行わせていただいております。ただ、やはりアパートとか家屋というところを調査するに当たっては、棟数も当然ございますし相手方の御予定とかもございませぬ。ですので、上がってきたものを、また詳細に過不足なく確認をするという事業がどうしても時間がかかってしまうことから、今回繰越しをさせていただくというところになってございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

もう現段階では令和8年度の事業の内容も決定していると思うのですが、持ち越された6,000万円分の作業というのは、それと並行して円滑に実施可能なものでしょうか。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

当然ながら令和8年度の審議はこれからというところがございませぬが、当然ながら今年度も令和6年度の繰越しと合わせまして令和7年度も進めさせていただいておりますので、次年度におきましても令和7年度の繰越し、そして令和8年度の事業につきまして進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませぬか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第20号 令和7年度開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボ

タンを押してください。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第21 議案第21号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (山神 裕)

提案理由。上記路線について、その区間を変更する必要があることから町道路線の変更を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長 (山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長 (井上 昇)

それでは、ファイルナンバー17になります。議案第21号 町道路線の変更について御説明させていただきます。

今回の町道路線の変更については、道路台帳デジタル化に伴い町内町道について見直しを行ったところ、補助整備事業にて道路整備が完了した本路線にて現状の町道に併せて維持管理をするため変更するものでございます。路線の変更としましては、起点の補助整備事業が完了したため地番が修正になってございますところ、あと終点を岡野字延沢境307番地へ、延長が276.29メートルほど追加するものでございます。

また、次のページに位置図も添付してございますので、御確認をいただければと思います。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いします。

○議長 (山本研一)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第21号 町道路線の変更について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 2 2 議案第 2 2 号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。開発道路の帰属を受け、町道として道路の維持管理をするため、別紙のとおり町道の認定を提案します。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（井上 昇）

それでは、ファイルナンバー 1 8、議案第 2 2 号 町道路線の認定について御説明させていただきます。

今回の町道路線の認定については、道路台帳デジタル化に伴い町内町道について見直しを行い、町道認定要領に合わせ開発道路の帰属をされた道路を町道として維持管理をするため行うものでございます。

次のページの認定路線一覧表では、1 の 1 0 0 - 2 号線から 5 1 の 2 9 7 号線まで 5 1 路線の追加で、総延長は 3, 7 3 0. 6 メートルになります。

また、次のページに併せて位置図も添付しておりますので、御確認をいただければと思います。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 2 2 号 町道路線の認定について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4 時 5 1 分 散会